

地域における日本語教育の推進に向けて

－地域における日本語教育の実施体制及び
日本語教育に関する調査の共通利用項目について－

[報告]

(案)

文化審議会国語分科会

平成 2 8 年〇月〇日

目次

1. はじめに～日本語教育小委員会における審議の経緯について～	1
---------------------------------	---

2. 地域における日本語教育の実施体制について	4
-------------------------	---

2.1 外国人の受入れ施策等の状況について	5
-----------------------	---

2.2 地域における日本語教育の現状と課題	7
-----------------------	---

2.2.1 地域における日本語教育の全体的な状況	7
--------------------------	---

2.2.2 地方公共団体における日本語教育の状況	8
--------------------------	---

[市区町村]	8
--------	---

[都道府県]	9
--------	---

2.2.3 国における日本語教育施策の状況	9
-----------------------	---

[国]	9
-----	---

2.3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について	11
------------------------------	----

2.3.1 市区町村	11
------------	----

2.3.2 都道府県	11
------------	----

2.3.3 文化庁	12
-----------	----

2.4 日本語教育の実施体制のポイント	15
---------------------	----

【ポイント1】

日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる… 18

【ポイント2】

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語学習の機会を創る… 21

【ポイント3】

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る… 28

【ポイント4】

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する… 30

【ポイント5】

複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する… 32

【ポイント6】

日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等の人材を確保・配置する… 36

3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について…………… 4 0

3. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点, 活用方法について…………… 4 1

3. 1. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義…………… 4 1

3. 1. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点…………… 4 1

3. 1. 3 日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用方法, 活用の効果…………… 4 2

3. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目について…………… 4 5

3. 2. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の全体構成について…………… 4 5

3. 2. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目…………… 4 7

〔共通利用項目 1〕

外国人の属性等に関する項目について…………… 4 7

〔共通利用項目 2〕

日本語学習に関する項目について…………… 4 8

〔共通利用項目 3〕

日本語能力に関する項目について…………… 5 1

4. 終わりに…………… 5 2

5. データ等…………… 5 5

5. 1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等…………… 5 6

5. 2 「日本語教育の調査研究の体制について」に関連するデータ等…………… 6 6

1. はじめに ～日本語教育小委員会における審議の経緯について～

- 文化庁では、昭和43年の文化庁創設時から外国人に対する様々な日本語教育施策を行ってきたが、平成18年12月25日に「外国人労働者問題関係省庁連絡会議（内閣官房に昭和63年5月に設置）」において「生活者としての外国人」に関する総合的対応策¹が取りまとめられ、この中において「日本語教育の充実」が盛り込まれたことや、平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正以降の外国人の増加や定住化の傾向を受け、平成19年7月に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、地域における日本語教育の役割分担や体制整備、連携・協力の在り方や内容・方法について検討を重ねてきた。

このうち、日本語教育の内容・方法については、平成20年10月から順次計画的に検討を行い、平成25年2月までに「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案¹、「ガイドブック」²、「教材例集」³、「日本語能力評価」⁴及び「指導力評価」⁵（いわゆる5点セット）¹を取りまとめた。

また、平成24年5月には、日本語教育について今後検討すべきことを改めて整理するため、「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育を推進する意義などについて改めて基本的な考え方を整理した。その上で、今後の具体的な施策の方向性や推進方策を議論するための「検討材料」として、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11の項目に整理し、平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」²を取りまとめた。

この中で、日本語教育を推進する意義について次のようなことが挙げられた。

【日本語教育を推進する意義】²

- 日本語は、日本の文化の基盤であり、日本の文化そのものと言え、日本の文化や日本に対する外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築につながる。
- 日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながる。
- 外国人が日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようにする。これは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである。
- 日本語による円滑なコミュニケーションを実現し、住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。
- 地域住民が日本語教育に関わることを通じ、その生きがいや自己実現につながるとともに、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながる。

また、少子高齢化が進展する我が国における外国人労働者の受入れ環境の整備の観点や、定住外国人の社会参加の観点からの意義など、多面的な日本語教育の意義について幅広く国民の理解が得られるよう努めることが必要といった点も述べられている。

さらに、日本語教育に関する行政（国と地方公共団体）における役割分担や日本語学習者の多様な学習目的・ニーズへの対応の観点から日本語教育に取り組んでいる関係府省や関係機関・団体等（市民や大学、日本語学校、事業者等の民間も含む）がその役割を踏まえつつ、連携協力を行うことの重要性が訴えられている。なお、日本語教育の推進方策等について議論するに当たっては、どのような外国人を対象に、何のために、どのような日本語教育を念頭に考えるのか明確にした上で、具体的にきめ細かく政策的な議論を積み上げていく必要があるとも述べられているところである。

¹ 5点セットの正式名称等は以下の通り。なお、全て文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で主に審議を行い、最終的には文化審議会国語分科会で取りまとめている。

① 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（平成22年5月19日）

② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック（平成23年1月25日）

③ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集（平成24年1月31日）

④ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について（平成24年1月31日）

⑤ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について（平成25年2月18日）

² 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月18日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループ）で掲載した際と順序を変えて取り上げている。

一方、日本語教育を推進するに当たっての主な論点としては、次の11の項目が挙げられた。

【日本語教育の推進に当たっての11の論点】

(1) 日本語教育の推進体制について

論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて

論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

(2) 日本語教育の内容及び方法について

論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について

論点4 カリキュラム案等の活用について

(3) 日本語教育に携わる人材について

論点5 日本語教育の資格について

論点6 日本語教員の養成・研修について

論点7 日本語教育のボランティアについて

(4) 日本語教育に関する調査研究について

論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について

(5) その他

論点9 総合的な視点からの検討について

論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について

論点11 国外における日本語教育について

これらの論点については、日本語教育小委員会において必要に応じて検討する予定であるが、その際、関係府省や関係機関・団体の議論なども見据えつつ、議論を進めて行くこととなっている。

- ・ 平成24年度に整理した上記の11の論点について、何からどのようにして検討を進めていくべきかということを整理するために、日本語教育小委員会では地方公共団体の日本語教育の担当者や大学教員など、日本語教育関係者の意見を広く聴取するとともに各種統計データ等を収集し、それらを平成26年1月に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」として取りまとめた。

この報告では、地域における日本語教育についての意見が多かったことから、日本語教育小委員会においては、当面、地域における日本語教育を中心に検討を進めることが適当であるとされた。その際、地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っていることから、「論点7 日本語教育のボランティアについて」で挙げられた意見やデータを踏まえながら、地方公共団体や国の取組を含む現状の把握を行い、その上でどのような方策が必要かを検討する必要があるとされた。

また、方策等の検討に当たっては、外国人の日本語学習状況やニーズ、日本語学習環境などのデータに基づいた議論が必要となるが、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」において、データの収集、整理については、調査研究を国、地方公共団体、その他の関係者でどのように連携協力しながら進めるか検討し、さらに調査を実施することが適切であるとされた。このまとめの背景には、国立国語研究所が国の政策研究を担う機関から、学術機関に移管³したことにより、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた日本語教育施策に必要な科学的な調査研究をどのように進めていくか、具体的な検討が早急に求められていたということがある。

このまとめを受けて、平成26年度から日本語教育小委員においては、11ある論点のうち、「論点7 日本語教育のボランティアについて」、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」の二つの論点から議論することとなった。

論点7及び論点8を議論するに当たり、文化庁では、都道府県・政令指定都市に対する日本語教育に関する書面調査を実施したほか、各地で日本語教育に取り組んでいる地方公共団体や機関・団体等へのヒアリング⁴を実施した。

³ 平成21年10月1日に独立行政法人から大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管された。

⁴ ヒアリングの対象について、まず、都道府県・政令指定都市、日本語教育関係機関団体等に対し、①複数機関・団体の連

- これらの調査やヒアリングの結果等を踏まえ、論点7「日本語教育のボランティアについて」のまとめに当たっては、都道府県や市区町村等が各地で日本語教育施策を展開する上で参考となるよう、平成21年1月に日本語教育小委員会が示した⁵、地域の日本語教育における国（文化庁）、都道府県、市区町村が担うべき役割を踏まえた上で、実施体制の考え方や各地での取組について、「つながる」、「つくる」、「広げる」の三つのキーワードと六つのポイントを示しつつ事例を紹介している。なお、日本語教育の実施体制は地域によって大きく異なり、ボランティアの位置付けや役割も様々である。そのため、一義的に「ボランティアはこうあるべき」といったことを論じるのは適当ではないと考え、ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制に関するまとめとした。
- 論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」は、国立国語研究所が学術機関に移管されたことにより、政策課題に対応するために必要な調査研究は、国が自ら直接行ったり、研究機関に委託するなど関係機関等と連携して実施することとなっている。一方で、外国人に関する調査は、日本語教育政策を推進していく上で必要となる基礎的なデータであるにも関わらず、国において直接調査することには様々な制限⁶があり、実施が困難な状況である。そこで、日本語教育を必要とする外国人の数や日本語学習環境など、外国人の日本語教育に関する状況を、地方公共団体と連携・協力することにより把握できるようにすることを目的として検討を行った。本報告書においては、①外国人の属性に関する問として7項目、②日本語学習に関する問として9項目、③日本語能力に関する問として2項目を日本語教育に関する調査の共通利用項目として示した。
地方公共団体において、外国人の日本語教育に関する調査を実施する際にこの共通利用項目を利用すること、それにより得られた調査結果を文化庁において収集・分析することにより、全国的な状況の把握や地域間の比較が可能になる。また、その分析結果は広く公開する予定であり、文化庁はもとより、各地方公共団体等においても日本語教育施策に活用することにより、日本語教育の推進に役立つものと考ええる。
- なお、平成27年5月22日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源—で未来をつくる」の「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」においても、その「6 日本語教育の普及及び充実」の中で、日本語学習需要や社会の変化に対応し、地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域における日本語教育の充実を図ることが盛り込まれている。本報告は、この基本的方向性に基づき、まとめたものでもある。
- 各地において外国人に対する日本語教育施策の実施に当たり、本報告の趣旨を理解し取り組んでいただくことにより、外国人に対する日本語教育の充実が今後ますます図られることを願うものである。

携・協力、②人材の配置、③組織の自立化に向けた取り組み等の点において特徴的だと思われる事例について情報提供を依頼した。

次に、各都道府県等から得られた情報について、日本語教育小委員会において、その内容だけでなく、①外国人が集住しているか散在しているか、②都市部か地方か、③他地域の参考になると考えられるかといった点に注目し、できる限り多様なものを取り上げられるようにヒアリングの対象を選択した。

⁵ 「国語分科会日本語教育小委員会における審議について（日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討）」（平成21年1月27日、文化審議会国語分科会了承）を参照。

〔URL〕http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/curriculum_shingi_ver04.pdf

⁶ 法令に基づかない調査を行う場合、住民基本台帳の閲覧項目は氏名、性別、住所、年齢の四項目に限られる。詳細については、41ページ、脚注29参照。

2. 地域における日本語教育の実施体制について

※「論点7 日本語教育のボランティアについて」に関するまとめ

2. 地域における日本語教育の実施体制について

2. 1 外国人の受入れ施策等の状況について

- 我が国に在留する外国人数は、平成2年の「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）」の改正法の施行等に伴い、この20数年間で約100万人から約210万人^{*2}へと倍以上に増加し、また、国内の日本語学習者数も約6万人から約17万人^{*1}へと3倍近い伸びを見せている⁷。

日本に在住する外国人の数は、平成20年のリーマンショックや平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により一時減少に転じたものの、平成26年末の段階でリーマンショック以前の数にほぼ戻っている。また、在留資格「永住者」を取得して日本に滞在する者の数及び割合は年々増加しており⁸、外国人の定住化が進んでいる。

入管法改正当初の在留外国人の増加は主に南米日系人が中心だったが、次第に中国やフィリピンなどアジア系の外国人が増加し、在留外国人の国籍の多様化が進んでいる。近年は出身地別に見た場合、ベトナム、ネパール出身者、在留資格別に見た場合は「特定活動」「留学」「技能実習⁹」等の増加が顕著である。

そのほか、統計等の数字で確認することは難しいものの、本報告の事例収集のために行ったヒアリング等を通して、上記以外にフィリピンからの日系人や義務教育年齢を超えた段階で呼び寄せられ、在留資格「家族滞在」等で在留する若者等が増えてきていることが分かっている¹⁰。

- また、分野や業種¹¹を特定して、より積極的に外国人「人材」を活用しようという動きがある。
- 日本創成会議が平成26年5月に取りまとめた提言「ストップ少子化・地方元気戦略」では、「日本が直面している深刻な人口減少をストップさせ、地方を元気にしていくためには、以下の「基本方針」に基づき、総合的な戦略を推進する必要がある」としており、その基本方針の中で「生産年齢人口は減少するので、女性や高齢者、海外人材が活躍できる社会づくりに強力に取り組む」、「海外からの受入れは、「高度人材」を中心に進める」ことが提言されている。

一般社団法人日本経済団体連合会が平成27年4月に取りまとめた提言「人口減少への対応は待ったなしー総人口一億人の維持に向けてー」には、国家が一定規模の人口を維持することは、経済社会の活力を維持する上での必須の条件ととらえた上で、高度人材の一層積極的な受入れ、長期滞在の促進などの方策を早急に講じること、高度人材の卵である外国人留学生の積極受入れ、これまで専門的・技能人材と認められてこなかった分野への門戸解放など外国人人材の受入れ促進が提言されている。

- 平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境整備、技能実習制度の改善のほか、外国人にも暮らしやすい社会に向けた取組推進について述べられている。また、同時に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015においては、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めるため、高度外国人材受入れ促進のための取組強化、専門的・技術的分野における外国人材の活躍促進のほか、中長期的な外国人材受入れの在り方について検討するため、国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていくことについても盛り込まれている。

⁷ 以下、本報告書では、外国人の数や日本語学習者の数について、以下の数字を用いる。また、複数の調査結果を併せて算出した場合、例えば、「*1*2」などのように記載する。

	調査者	調査等の名称	調査等の内容
*1	文化庁	日本語教育実態調査	日本語教室の数や教室数、指導者数、日本語学習者数等。
*2	法務省	在留外国人統計	在留外国人数（出身、在留資格別）等。 総数は、2,121,831人（平成26年12月末現在）
*3	総務省	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数	地方公共団体別の外国人住民数等。 総数は、2,003,384人（平成26年1月1日現在）

⁸ 「5. 1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ1] 在住外国人数の推移、在留資格別の外国人数の推移」参照。

⁹ 「技能実習」はさらに細かく1年目の者を対象とした1号、2、3年目の者を対象とした2号に分かれる。また、企業が単独で受入れを行う「イ」と団体管理型の「ロ」があり、その組合せで四つに分かれる（技能実習1号ロ、技能実習2号イ等）。

¹⁰ ヒアリングについては3ページ、脚注4参照。

¹¹ 介護、家事支援、建設や造船等のほか、技能実習制度の活用、高度人材の積極的な受入れを進めている。

- ・ また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催や、これに向けた文化プログラムが展開されることから、今後も日本に来日・在住する外国人数の増加が見込まれる。文部科学省が平成27年4月にまとめた「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」においては、オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）が「次の世代への贈りもの」として受け継がれることを目標としている。ここでいうレガシーとは社会に影響をもたらす有形・無形、計画的・偶発的な幅広いものを含んでおり、「年齢、性別、障害の有無等に関わらず、活躍できるコミュニティ」というレガシー創出のための具体的な取り組みとして「外国人が、言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」が明記されているところである。
- ・ このような状況の中、在住外国人を対象として各地の地方公共団体等が実施した調査¹²によると、地域の人たちと暮らしてみても必要だと感じていること、普段の生活で困っていることや心配なこととして外国人回答者が上位に挙げたのは「日本語学習」や「日本語が不自由であること」であり、全国規模での正確な数字は分からないものの、一定程度、日本語学習に関するニーズが存在することは明らかである¹³。
- ・ 一方、「国語に関する世論調査¹⁴」（平成26年度）の結果では、日本に住んでいる外国人の日本語能力について、「会話」は79.8%、「読み書き」は67.1%の回答者が「日常生活に困らない程度」以上にできるといいとしている。このように、多くの日本人は国内に住む外国人に一定程度の日本語能力を身に付けてほしいと考えていることから、日本語教育は外国人だけでなく、地域社会の側のニーズにも応えるものであると言える¹⁵。
- ・ 文化庁では「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関する施策を行っているが、外国人の受入状況は、今後も経済情勢や在留資格等をめぐる制度改正その他の社会状況により、大きく変わる可能性がある。文化庁としては、外国人受入れに関する施策の動向を見ながら、関係省庁と連携し、また、日本語教育推進会議や日本語教育研究協議会、地域における日本語教育協議会などの機会をとらえ関係機関・団体と情報交換等を行い、外国人の受入状況やその変化に応じた、また、外国人自身や地域社会等の日本語学習のニーズをできる限り踏まえた、各地域における日本語教育の一層の充実を図っていくことが重要である。

¹² 公益財団法人青森県国際交流協会、公益財団法人山形県国際交流協会、横浜市等。

¹³ 「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について〔報告〕」（平成26年1月31日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）、61ページ、[3-1 日本語学習の必要性について]を参照。

¹⁴ 全国16歳以上の男女3,000人対象として実施。

¹⁵ 「5.1「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ9] 平成26年度 国語に関する世論調査」参照。

2. 2 地域における日本語教育の現状と課題

2. 2. 1 地域における日本語教育の全体的な状況

- ・ 地域における日本語教育は、1970年代以降の中国残留邦人の帰国やインドシナ難民の受入れをきっかけに始められた。中国残留邦人やインドシナ難民に対しては、国により、定住支援策の一環として定住支援施設において日本語教育¹⁶が行われたが、これらの人々が定住支援施設を退所した後は、地域住民や市区町村などの地方公共団体などが自主的に日本語教育支援に取り組んだ。これが地域における日本語教育の始まりである。

また、中国残留邦人やインドシナ難民が移り住んだ地域以外にも、例えば1980年代から国際結婚の配偶者が増加したり、1990年代から南米日系人や研修生、技能実習生が増加したりする地域も見られるようになった。さらに外国人の定住化傾向が進むにつれ、新規来日の外国人（子供も含む）だけでなく、外国にルーツを持つ日本生まれの子供も増えており、成人だけでなく子供を対象とした日本語教育の取組が行われている地域も増えてきている。

まさに、外国人は出身国・地域、言語、文化、在留資格、職業、日本滞在の目的などが多様であり、その居住状況は地域によって様々である。このように多様な外国人住民に対して、全国各地で任意団体、NPO法人、各地域における国際交流協会や地方公共団体などが日本語教室を開設し、地域における日本語教育を実施してきている。

こういった各地域の機関・団体、地方公共団体による取組を支えるため、文化庁においても日本語教育の振興を目的とした取組を行ってきており、地域日本語教育推進事業（平成6～12年度）、学校の余裕教室等を活用した親子参加型日本語教室の開設事業（平成14～18年度）、地域日本語教育支援事業（平成18～20年度）、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（平成19年度～）等のモデル事業を地方公共団体や国際交流協会等に対する委託等により、実施している。

日本語教室は日本に居住する外国人の増加と共に増えた。また、外国人の来日・滞日目的、出身、属性、日本語学習のニーズも多様化している。それに伴い、これら地域における日本語教育は、外国人が日本語能力を習得し、就労、教育なども含めた日々の生活において、その可能性を最大限発揮するための基盤となるばかりでなく、地域コミュニティ形成の契機となるなど、多様な機能を持った取組として位置付けられ、実施されており、地域住民との交流や外国人住民の地域社会への参加支援などの幅広い役割を果たしている¹⁷。

- ・ しかしながら、日本に居住する外国人にとって日本語学習は権利とも義務とも位置付けられておらず、各地域における取組も自主的な取組として行われているため¹⁸、日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の3分の1程度に過ぎない^{*1*3}。日本語教育が実施されていない地方公共団体に居住している外国人の数は約50万人^{*1*3}に達しており、そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたいと思ったとしても近くに日本語教室がない状況^{*3}となっている¹⁹。

¹⁶ 中国残留邦人、インドシナ難民等については閣議決定や閣議了解などを基に受入れが行われており、中国残留邦人に対しては525時間、難民に対しては575時間の日本語教育を国が行っている（なお、インドシナ難民については平成17年末で受入を終了しており、現在は条約難民、第三国定住難民の受入及び定住支援を行っている）。

¹⁷ 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年1月18日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）のp.3～4参照。

¹⁸ 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年1月18日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）では「日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務や外国人の受入れについて、政府全体あるいは社会全体の問題としてどのように考えるべきなのか」（p.8）としている。日本語学習に関する権利や義務については、外国人の権利・義務や移民政策等の関連施策全体の枠の中で整理されるべき事柄であると考えため、本報告では述べない。

参考として、日本語教育の実施が義務付けられているものとして、技能実習制度がある（ただし、「日本語」に関する講習の時間数等は定められていない）。なお、努力規定ではあるが、厚生労働省では「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の「生活指導等」の項で「事業主は、外国人労働者の日本社会への対応の円滑化を図るため、外国人労働者に対して日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための指導を行うとともに、外国人労働者からの生活上又は職業上の相談に応じるように努めること。」としている。

¹⁹ 「5. 1「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ2] 域内に日本語教室がある地方公共団体の数の推移について（過去3年間、都道府県別）」参照。

- ・特に外国人数が500人以下の地方公共団体^{*2}のうち、日本語教室が開設されていない地方公共団体の比率は86%であり、そこに居住する外国人の数は全国で約11万人^{*1*3}に上る。外国人数が1000人以下の地方公共団体のうち、日本語教室が開設されていない地方公共団体の比率は93.5%であり、そこに居住する外国人の数は全国で約2万4千人に上る。また、人口が5万人以下の地方公共団体のうち、日本語教室が開設されていない地方公共団体の比率は88%であり、そこに居住する外国人の数は全国で約12万人^{*1*3}に上る。これらの地方公共団体においては、日本語教室の開設率の低さが顕著である。外国人が多くないために、ともすれば、日本語教育の必要性が十分に認識されていない、あるいは重要性を認識はしていても外国人数が少なかったり、広範囲にわたって散住したりしていることから日本語教育施策が後回しにされている可能性がある。

これは、決して看過できない数字であり、外国人が多い地方公共団体だけでなく、少数の外国人が散在する地方公共団体において日本語教育をどのように効果的に実施するかということは重要な課題である²⁰。

- ・一方で、日本語教室が開かれている地域であっても、必ずしも日本語を学びたい全ての外国人が日本語教室に通っているわけではないと考えられる。また、日本語教室を開設する地域や日時、場所によっては、教室に通う学習者の出身や在留資格等に偏りが生じると言われており、日本語教室から地域に居住する外国人全体の日本語学習に対するニーズを把握するのは困難である。

こういった状況について、一部の地方公共団体では外国人の日本語学習状況等については調査を行っており、外国人の日本語学習を阻む要因としては時間の余裕がないこと、日本語教室の開催日時等について知らないこと等が明らかにされている²¹。しかし、全国的に見た場合、在住外国人の日本語学習状況やニーズ、日本語使用状況は十分には把握できておらず、日本語教育施策を検討する上で必要な基礎的な情報が必ずしもそろっていないという問題がある²²。

2. 2. 2 地方公共団体における日本語教育の状況

以下、日本語学習の機会の拡充やより継続的な運営について考えるため、まず、現在の取組状況について記述する。

[市区町村]

- ・外国人にとって最も身近な地方公共団体は市区町村であるが、自ら日本語教室を開設している市区町村は213であり、全体のわずか1割強に過ぎない。一方で地方公共団体だけではなく、任意団体やNPO法人等の民間の機関・団体による取組を含めると日本語教室が開設されている市区町村数は617となり、全体の3割強となる^{*1}。
- ・このことから、現在、地域において行われている日本語教室は、その3分の2を任意団体やNPO法人等の民間の機関・団体が行っており、民間中心の実施状況と言える。
- ・しかし、民間の日本語教育の中にも、地方公共団体（教育委員会を含む）や国際交流協会の補助金や助成金などを活用したり、地方公共団体が募集・養成した指導者を中心に運営していたり、地方公共団体から継続的に会場の提供を受けているところがある。そのため、「民間中心」ということが、必ずしも地方公共団体は全く支援をしていないということを意味するわけではない。地域における日本語教育について、地方公共団体が担っている役割は多様であり、地域によって事情は大きく異なる。

²⁰ 「5. 1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ3] 外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について」参照。

²¹ 「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について [報告]」（平成26年1月31日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）、43ページ、[2-2 日本語を学習していない理由について]を参照。

²² 「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」（平成26年1月31日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）のp.43～44参照。）

- ・ また、地方公共団体が直接実施している日本語教室における指導者のうち、ボランティアの数は、約90%を占めている。このようなところでは、ボランティアの高齢化、若い世代の人材の確保が困難であるなど、長期に渡って安定的に活動に参加できる人材の確保や、育成を課題としているところが多い。
- ・ 一方で、外国人数が500人以下の地方公共団体や人口規模が5万人以下の比較的小さな地方公共団体においては、日本語教室の開設率が低い。これは、人的資源や予算などの面において制約があることが理由であると考えられ、例えば、複数の地方公共団体の連携や広域行政の協力・支援、事業者との連携・協働を図る等²³、限られた資源を活用するための工夫が求められることとなる。
- ・ 「ヒト」、「モノ」、「カネ」といった限られた資源をどのように活用するか、活用のノウハウも含めた日本語教育の実施体制の整備が課題となっている²⁴。

[都道府県]

- ・ 都道府県においては、域内の多文化共生及び日本語教育の関係機関の連絡・調整や連携体制を構築する取組を行っているところが47都道府県中33都道府県あり、全体の70.2%を占める（うち、15府県において、日本語教育に特化した連絡会議等を開催。全体の31.9%）。
- ・ また、都道府県のうち、約40%が日本語教室が開設されていない地域への働きかけや開設支援を行っている。
- ・ さらに、都道府県が自ら日本語教室を開設しているケースがある。これには域内において、日本語教室が開設されていない市区町村があり、その日本語教室の不足を補うためという理由、あるいは日本語教室の運営方法や教室活動の内容・方法に関するノウハウを域内の日本語教室に提供するという目的などがある。
- ・ 一方で、都道府県により、取組内容やその状況には差があり、以下のような課題がある。
 - ① 外国人の日本語教育に対するニーズの把握やニーズに沿った日本語学習機会の提供が不十分であるといった点や、地域の日本語教育を担うボランティアの人材確保を課題として挙げている都道府県が見受けられる。
 - ② 日本語教室が実施されている都道府県においても、域内を見渡すと、地域により日本語教育を受けられる機会に格差が生じている。
 - ③ 日本語教室を継続的に実施するためには、人材の確保、内容の質の担保など、人材養成が重要な課題となっている。
- ・ こういった都道府県内の、様々な課題を解決するためにも、日本語教室、国際交流協会と都道府県レベルの地方公共団体の連携や情報共有が不可欠である。
- ・ しかしながら、外国人散在地域においては、外国人に対する日本語教育への地域住民の関心も高くないため、地方公共団体の施策として展開することが難しく、関係予算の確保も困難となっている状況がある。
- ・ 域内の教室の開設状況は都道府県により異なるため、一概に何をすべきかを示すことは困難であるが、日本語教室運営のノウハウやモデルの提示、教室開設の支援、ネットワークによる資源の流通により、取組が進んでいない地域の日本語教育水準の引き上げを行っている例が参考となるのではないかと考えられる²⁵。

²³ 「2.4 日本語教育の実施体制のポイント」の「[ポイント2] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会をつくる」や「[ポイント5] 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する」を参照。

²⁴ 「5.1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ3] 外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について」～「[データ6] 日本語教育が実施されていない市区町村について、実施されていない理由の例」参照。

²⁵ 「5.1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ7] 都道府県、政令指定都市等における関係機関との連絡会議等の実施状況について」参照。

2. 2. 3 国における日本語教育施策の状況

[国]

- ・ ここでは、「生活者としての外国人」を対象とした文化庁の取組について取り上げる。

(人材育成)

- ・ 文化庁では、地域日本語教育の中核的な人材を育成する観点から、地域日本語教育コーディネーター研修や地域の行政機関等で日本語教育を担当する職員を対象とした都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を開催している。これらの研修の開催に当たっては、各地方公共団体を通じて関係機関への周知を行っているところであるが、参加する地域に偏りがあるなど、周知方法などについて、引き続き検討が必要である。

(優れた取組に対する支援とその周知・広報)

- ・ また、文化庁では、平成19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、各地の優れた日本語教育の取組を支援しており、ここで行われた取組を広く周知することにより、地域の日本語教育の取組を促すこととしている。平成24年度からは、日本語教育小委員会が作成した「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」などの普及を目的とした取組と、日本語教育の体制整備に重点を置いた取組の2種類のプログラムにより実施しているところである。

しかし、事業趣旨が優れた取組を支援することとしていることから、これまで日本語教育を実施しておらず、ノウハウに乏しい地方公共団体などは申請しにくい仕組みとなっている。このことが地域の取組に広がりや欠く要因となっていることが考えられる。また、本事業を活用して日本語教育に取り組んでいる地方公共団体や日本語教育機関などには、事業の企画・立案、実施や成果の把握、効果の検証に加えて、それぞれが独自予算を確保したり、受益者（日本語学習者に限らず、例えば、外国人を受け入れている事業者等も考えらえる）に負担を求めたりするほか、町づくりなどの地域振興施策、生涯学習施策などに位置付けたり、市民活動として取り組むなどして、財政的な自律に向けた取組も求められるところである。

(施策の普及と連携協力)

- ・ 文化庁では、これらの取組のほか、日本語教育小委員会における検討内容など、日本語教育施策を普及する観点から、日本語教育大会や地域日本語教育研究協議会を開催したり、他省庁や関係機関との情報共有を目的とした日本語教育推進会議なども実施している。また、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」で作成された教材や各種調査研究の成果物などが広く活用されるように日本語教育コンテンツ共有システムの運用なども行っている。

これらの日本語教育施策の内容やその重要性については、日本語教育研究協議会等を通して日本語教育関係者以外にも、広く周知を図っているものの、その方法が固定化しており、十分に周知されているとは言い難い状況である。特に一般の住民の日本語教育の必要性についての意識を高める観点からは不十分と言わざるを得ない。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）の観点からも外国人が、言葉の壁を越え、地域で活躍できるように、更なる日本語教育の充実と日本語教育施策に対する多くの住民の理解を得ることが重要である。

2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

2. 3. 1 市区町村

- ・ 前述のとおり、日本語教室が開設されていない市区町村は、全体の3分の2程度あり、人口比率では約4分の1の外国人が日本語教室等で日本語を学びたくても学べない状況がある。各市区町村において日本語教育の実施主体は多様であるが、今後、定住外国人が地域社会の一員として活躍するためには、最も身近な行政機関である市区町村において、日本語教育を自ら実施したり、日本語教育を実施している機関・団体を支援するなど、日本語学習環境を整えることが求められる。
- ・ 新たに事業を実施するに当たっては、外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ることが重要であることから、まず、これらの取組を実施することが望まれる。その際、外国人コミュニティやその中でのキーパーソンと連携して、情報の周知・広報やニーズの把握を図っていくなどの工夫が求められる。
- ・ 日本語教育の実施においては、予算化を行い、日本語教育の指導者やコーディネーターの配置に努めることが求められる。しかしながら、予算の制約のほか、指導者等の高齢化や人材不足などから、安定的な運営に課題を抱えている日本語教室もある。人材不足の原因や課題について整理した上で、指導者等の人材育成に取り組むなど日本語教育が継続的に実施できるような仕組みを見据えつつ、人材の確保に努める必要がある。

この点について、地域によっては、大学や日本語教育機関から日本語教育の専門家の協力を得て日本語教育を実施したり、外国人を雇用している事業者、近隣市区町村、都道府県等と連携して、実施体制の安定化を図る取組なども見られる。各地域においては、このような取組を参考にすることが望まれる²⁶。

- ・ 一方、地方公共団体が直接実施している日本語教室においては、指導者の90%がボランティアであるという実態があるが、日本語教室において「日本語を教える／学ぶ」こと以外にも、多くの住民がボランティアとして日本語教室に関わるからこそ、日本語教室が外国人にとって地域社会との接点になり、その地域で暮らしていく上で必要な情報や人とのつながりを得たりする場になっている面もある。正に日本語教室そのものが一つのコミュニティや、いざという時のセーフティネットとしての役割を担っているとも言える。特に外国人が散在している地域では、出身等による外国人コミュニティがないことが多く、出身や言語を問わない日本語教室が外国人コミュニティの核になり得る。こういった取組は、地域の国際化・多文化共生を進める最前線であると同時に、さらには住みやすい地域づくりや地域の活性化につながるものとなっている。
- ・ 各地域においては、こういった様々な取組を参考として、地域の実情を勘案しつつ、大学や日本語教育機関等の日本語教育の専門家との連携、外国人を雇用している事業者との連携、近隣市区町村や都道府県との連携・協働のほか、地域の日本語教室に広く住民が参加することを促すこと、地域の住民がボランティアで自主的に運営する日本語教室に適時適切な支援を行うことなど、地域における日本語教育を充実させる方策について検討し、より効果的、より安定的に日本語教育を実施する必要がある。
- ・ 一方で、日本語教育を実施したくても、十分なノウハウがない、必要な人材がいない、財政的な制約から十分な予算の確保が困難である等の場合には、国や都道府県が行っている事業等を活用する方策を検討することも考えられる。

2. 3. 2 都道府県

- ・ 都道府県においては、市区町村と協力して、域内の外国人の日本語教育に対するニーズの把握に努めることが求められる。
- ・ その上で、域内の日本語学習環境が整うよう、日本語教育に取り組んでいる市区町村と連携するなどして、日本語教育が行われていない市区町村に対して、取組が円滑に進むよう専門家を派遣してアドバイスを実施したり、域内で必要な人材が確保できるよう人材を養成したり、必要に応じて財政支援を行うなどの支援を行うことが望まれる。

²⁶ 「2. 4 日本語教育の実施体制のポイント」の「[ポイント2] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る」、「[ポイント5] 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する」を参照。

これらの取組は、地域における日本語教育や日本語教育全般に関する専門的な知識や経験等を必要とすると考えられるため、都道府県が必要に応じて総務省認定の地域国際化協会や大学、日本語学校、NPO法人、任意団体等、日本語教育に精通した機関・団体と連携・協力して行うことが望まれる。

- ・ また、域内の日本語教育に関する課題を解決するため、日本語教育実施団体と情報やリソースを共有し、より効果的に連携・協力できる体制を作ることが望ましい。

2. 3. 3 文化庁

- ・ 文化庁においては、日本語教育施策の重要性・必要性について、日本語教育関係者のみならず、国民一般の理解を得ることも視野に入れた広報・周知に努めることが求められる。また、地域の日本語教育を推進する中核となる人材の育成を引き続き実施する必要がある。なお、現在実施している地域日本語教育コーディネーター研修や都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修の開催に当たっては、参加者の広がりや視点を促す観点から、周知方法はもちろんのこと、開催地や開催時期、研修内容等について不断の見直しを行うことが求められる。
- ・ 「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」については、引き続き、優れた取組に対する財政支援に必要な予算の確保・充実に努めなければならない。また、事業の成果を広く周知するとともに、今後も日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促すよう、充実を図るべきである。さらに、財政的支援に限らず、新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し、効果的に日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等の専門家を派遣するなどの新たな支援の枠組を設けることが求められる。
- ・ なお、現在本事業を活用して日本語教育を実施している団体等が、自律的に日本語教育の活動を継続できるような取組を促すような仕組みを検討すべきである。
- ・ このような改善を図りながら、日本語教育の実施主体である市区町村や、都道府県などが行う日本語教育ボランティア等の人材育成に対し、引き続き「生活者としての外国人」のための日本語教育事業などを活用した支援を実施すべきである。
- ・ また、本報告の事例収集のためのヒアリング²⁷等を通して、既に一定期間日本語教育に取り組んでいる地域であっても、来日する外国人の目的や属性の変化への対応方法について課題を抱えていたり、日本語教室で把握している課題と実際に地域に居住している外国人の課題の認識がずれている場合があることが分かった。今後、文化庁が各地の状況や課題、その解決策に関する事例等の情報収集・発信を行うだけでなく、都道府県等の日本語教育担当者が課題の発見や再認識、課題解決に向けたアイデア交換等を行うことを目的に、情報の流通及びネットワーク化を図る場を文化庁が設けることが求められる。
- ・ 文化庁は、地域の日本語教育に関する指針作成等、全体的な推進を図る役割を担っており、直接日本語教育を実施する立場にないが、上記施策を通じ、地域の日本語教育施策を振興するに当たって、引き続き、地方公共団体や日本語教育関係団体と連携して取り組むことが求められる。

²⁷ ヒアリングについては3ページ、脚注4参照。

市区町村

1. 日本語教育の実施

- 日本語教室の設置・運営や都道府県や近隣自治体との連携
- ボランティア団体等の活動に対する支援

2. 日本語指導者の育成

- 地域における日本語指導者の育成

3. 個々の外国人等のニーズの把握

- 教室設置のための学習者のニーズの把握
- 新たな事業を実施するに当たっては、外国人のニーズの把握

4. 日本語教育に関する住民の理解促進

- 教室における活動内容の広報
- 新たに事業を実施するに当たっては、住民の理解を得ることが重要

※ 1 から 4 に係る予算の確保

都道府県

1. 指針に基づく域内の日本語教育の体制整備

- 域内の日本語教育体制の整備
- 域内関係者の連絡会議等の開催
- 国が示す日本語教育の内容を参考とした日本語教育の内容・方法の検討

2. 日本語教育の事業を推進する人材の育成

- 日本語教育を推進する人材の育成を市区町村と協力して実施

3. 域内の日本語教育のニーズの把握

- 域内の日本語教育の実態やニーズの把握を市区町村と協力して実施

4. 日本語教育の活動内容の広報

- 日本語教育活動内容の広報

※ 1 から 4 に係る予算や市区町村に対する財政支援に係る予算の確保

連携・協力
指導・助言
財政支援

国(文化庁)

1. 日本語教育の事業を推進する中核人材の育成

- 国の示す指針を実践できる人材を自治体等と協力して育成する
- 地域の日本語指導者を適切に指導できる指導者の指導者を育成する

【関連事業】

- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- 地域日本語教育コーディネーター研修

2. 日本語教育の重要性の周知・広報

- 日本語教育施策の普及に当たって、国民一般への周知も視野に入れた周知・広報に努める

- 日本語教育研究協議会（日本語教育大会等）

3. 日本語教育に対する財政支援

- 日本語教室が開設されていなかったり、外国人のニーズに沿った日本語教育が実施されていない状況を改善するため、適切な財政支援を行う

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

※ 1 から 3 に係る予算の確保のほか、上記施策の基礎として、①日本語教育に関する政策を検討する際の基礎となる実態調査、全国の動向の把握、専門的調査の実施、②日本語教育の目標・教育内容、体制整備を指針として示す、日本語能力、指導力の評価方法について指針を示すことを行う。

2. 4 日本語教育の実施体制のポイント

- ・ 今回、地域における日本語教育の実施体制を検討するに当たっては、都道府県、政令指定都市に対し、日本語教育に関する書面調査及び域内の機関・団体による取組の情報提供を依頼し、そこから関連機関・団体との連携・協力や人材配置等の面で特徴的であると思われる地方公共団体や日本語教育実施機関・団体を選び、ヒアリングを実施した。
ヒアリングは都道府県（地域国際化協会を含む）15、市区町村13、市区町村の国際交流協会7、大学2、NPO法人等4、任意団体7の合計44事例²⁸に行った。
- ・ ここではヒアリングの内容を整理し、日本語教育の実施体制を構築する上での着眼点として6のポイントとそれぞれのポイントに該当する事例を取り上げる。

日本語教育の実施体制の6のポイント

～日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながる～

[ポイント1]

日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

～日本語学習の機会をつくる～

[ポイント2]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語学習の機会を創る

[ポイント3]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る

[ポイント4]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する

～日本語教室を安定的に運営する、日本語教育の取組を広げる～

[ポイント5]

複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する

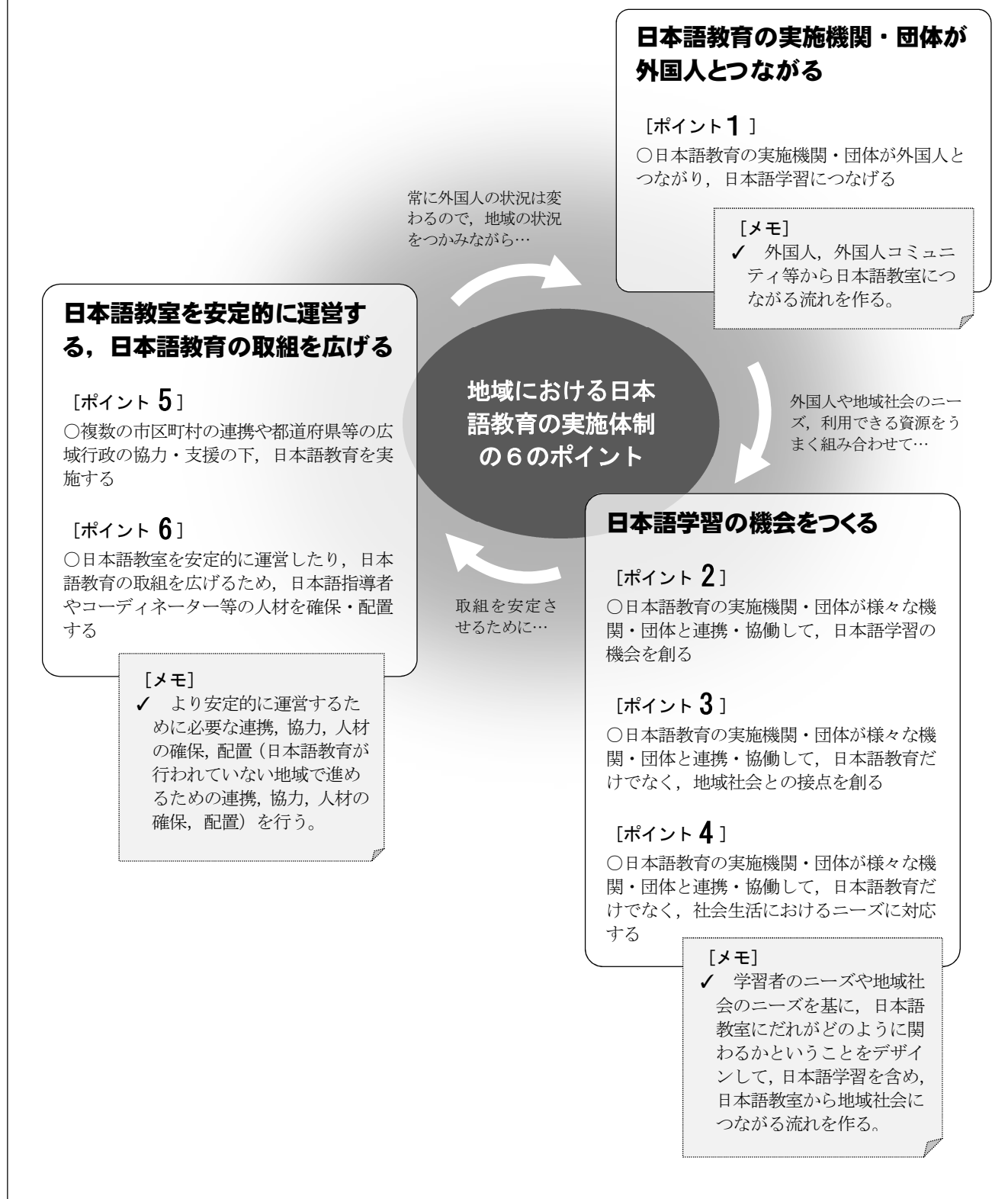
[ポイント6]

日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する

※ なお、複数のポイントに該当すると思われる事例は、それぞれのポイントにおいてその都度、取り上げている。

²⁸ ヒアリングを行った機関・団体については、「5. 1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等」の「[データ10] 事例で取り上げる機関・団体の一覧(表)」及び「[データ11] 事例で取り上げる機関・団体の一覧(地図)」参照。

【図：日本語教育の実施体制の6のポイント】



※ 次ページ以降で取り上げる事例は、平成27年度の時点での情報を基に作成している。

※ なお、「地域における日本語教育の推進に向けて－地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について－事例集」で、機関・団体ごとに取組内容の概要を紹介している。

【凡例】

次ページ以降、日本語教育の実施体制の6のポイントごとに、それぞれのポイントに該当する事例を取り上げている。ここでは18ページを例に、ポイントの構成を説明する。

～実際のページ（次ページ）の例～

【ポイント1】日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

外国人に日本語学習に関する情報を提供したり、日本語学習に関するニーズを把握したりするため、まず、外国人とつながることが必要となる。

多くの機関・団体では、ポスターやチラシの掲示、SNS（Social Network Service）の活用、地方公共団体の広報誌への広報記事の掲載、地方公共団体の市民課等の窓口で外国人が来た際にチラシを渡したり、直接説明を行ったりしている。ただし、その一方で、必要な人に本当に情報が届いているのかといった点から外国人に対する情報提供を課題としているところも多い。

ここでは日本語教育を実施している機関・団体による情報発信以外に、他機関・団体等との連携・協力により、①外国人コミュニティのキーパーソン、②事業者、③行政の育児・子育て関係の部署を通じて、外国人とつながっている事例を取り上げる。

①外国人コミュニティのキーパーソンを通じて、外国人とつながる

既にできている外国人のコミュニティのキーパーソン等の協力を得ることで、効果的に情報提供、情報収集を行っている。また、コミュニティとの接点として、教会や飲食店、食料店、外国語の情報誌などがある。

福島県国際交流協会

当該国際交流協会の職員が、地域のイベントや関係者からの情報、レストラン・飲食店や教会などを通じて、県内の外国出身者のキーパーソンや外国出身者コミュニティとつながり、外国人を対象とした研修会やワークショップなどの協働事業の実施により連携を深め、さらに事業を展開すると共に、日本語教育を含めた情報の提供などを行っている。

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

青丘社（神奈川県） ※社会福祉法人

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン 区役所

- ・ 社会福祉法人青丘社とは、保育、社会教育、福祉を目的として作られた市の施設「ふれあい館」の指定管理者であり、外国人を対象にした識字教室や相談事業等を実施している。
- ・ 近隣の貝塚教会で外国語によるミサが終わる時間に、ミサに参加する外国人を対象に日本語学習を兼ねた防災講座を実施。講座の周知・広報は教会関係者の協力を得て行い、講座の実施に当たっては区役所の防災担当の協力を得て、教会に隣接する公園で実施している。

堺市

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

- ・ 市の職員（日本語教育担当）が、外国人コミュニティのキーパーソンに直接情報を伝えたり、外国語の新聞や情報誌に情報を掲載したり、外国食料店や料理店などに対し、日本語教育に関する情報提供の協力を依頼している。

○ポイントを示す。

○ポイントの概要について簡単に説明する。

○ポイントに下位分類がある場合は、丸数字で下位分類の項目を示す。
また、括弧の中は下位項目で取り上げている事例の概要を示す。

○各事例で中心となって活動している機関・団体が連携している機関・団体等の種別を示す。
※色で機関・団体等の種別を示す。色の説明は下を参照。

事例の概要

○各事例で中心となって活動している機関・団体の名称を示す。

※色で機関・団体の種別を示す。
色の説明は下を参照。

○各事例において登場する機関・団体の種別について、色で次のように示している。

濃い灰色 … 行政 (例) 行政（県） 行政（市）

薄い灰色 … 行政の補助金を受けていたり、公的な施設の指定管理を受けている機関・団体等 (例) 国際交流協会（県） 国際交流協会（政令指定都市）

白 … 民間 (例) NPO法人 事業者

[ポイント1] 日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

外国人に日本語学習に関する情報を提供したり、日本語学習に関するニーズを把握したりするため、まず、外国人とつながることが必要となる。

多くの機関・団体では、ポスターやチラシの掲示、SNS（Social Network Service）の活用、地方公共団体の広報誌への広報記事の掲載、地方公共団体の市民課等の窓口での外国人へのチラシの配布、直接の説明などを行っている。ただし、その一方で、必要な人に本当に情報が届いているのかといった点から外国人に対する情報提供を課題としているところも多い。

ここでは日本語教育を実施している機関・団体による情報発信以外に、他機関・団体等との連携・協力により、①外国人コミュニティのキーパーソン、②事業者、③行政の育児・子育て関係の部署を通じて、外国人とつながっている事例を取り上げる。

①外国人コミュニティのキーパーソンを通じて、外国人とつながる

既にできている外国人のコミュニティのキーパーソン等の協力を得ることで、効果的に情報提供、情報収集を行っている。また、コミュニティとの接点として、教会や飲食店、食材店、外国語の情報誌などがある。

福島県国際交流協会

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

- ・ 当該国際交流協会の職員が、地域のイベントや関係者からの情報、エスニック飲食店や教会などを通じて、県内の外国出身者のキーパーソンや外国出身者コミュニティとつながり、外国人を対象とした研修会やワークショップなどの協働事業の実施により連携を深め、さらに事業を展開すると共に、日本語教育を含めた情報の提供などを行っている。

青丘社（神奈川県） ※社会福祉法人

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

区役所

- ・ 社会福祉法人青丘社とは、児童館・社会教育施設の統合施設として作られた「川崎市ふれあい館」の指定管理者であり、外国人を対象にした識字教室や相談事業等を実施している。
- ・ 近隣の貝塚カトリック教会で外国語によるミサが終わる時間に、ミサに参加する外国人を対象に日本語学習を兼ねた防災講座を実施。講座の周知・広報は教会関係者の協力を得て行い、講座の実施に当たっては区役所の防災担当の協力を得て、教会に隣接する公園で実施している。

堺市

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

- ・ 外国人コミュニティのキーパーソンに直接情報を伝えたり、外国料理店や教会にチラシの配布・配架を依頼して、必要とする人の手に情報が届くように工夫している。また、外国人キーパーソンを巻き込むことにより、SNS などを通じた当事者ネットワーク内での情報流通も行われ、事業周知の助けとなっている。

②事業者を通じて、就労外国人とつながる

外国人を雇用している事業者の協力を得て、効果的に情報提供、情報収集、さらには日本語教室を実施することで、「時間がなくて日本語教室に通えない」、「遠くて日本語教室に通えない」、「日本語教室の場所が分からない」といった物理的な制約等に対応している。

一般社団法人 多文化リソースセンターやまなし(山梨県)

連携先： 事業者

- ・ 日本語を必要としている外国人に、より有効にアプローチするため、当該法人が外国人も派遣している派遣専門の会社と連携して日本語教室を実施している。
- ・ 当該法人が日本語教育を実施し、派遣専門の会社は日本語教室に関する情報を登録している社員に提供するだけでなく、日本語教室に参加する場合に、参加費の一部を負担して、外国人の日本語学習を支援している。

また、開催時間については、就労シフトが頻繁に変動する実態に合わせ、特定の時間に日本語教室を開催するのではなく、毎日、午後に日本語講師と通訳を配置し、いつでも何時間でも日本語を勉強できる「フレキシブル方式」を採用して実施している（費用は1時間当たり500円）。

豊田市

名古屋大学

連携先： 事業者

- ・ 地域の事業者が拠出した基金を基に、大学、豊田市が協働で地域に暮らす外国人のための日本語教育の実施のガイドライン、実施プログラムや評価方法等を開発し、さらに人材育成を行った上で、事業（以上、まとめて「とよた日本語学習支援システム」）を実施している。
- ・ 事業は、全体のコーディネートを行う専門家（所属は名古屋大学）を中心に運営している。
- ・ 外国人を雇用している事業者（場所の提供、従業員への周知等）とも協働で日本語教室を開催し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。

NPO法人 伊賀の伝丸(三重県)

連携先： 事業者

- ・ 技能実習生を雇用している事業者の費用負担により、当該法人が日本語教育を実施。周知・広報の方法について、当該法人の事務所を訪れる外国人にパンフレットを渡したり、市内の企業を訪問して直接案内をしたりしている。

静岡県国際交流協会

連携先： NPO法人 事業者

- ・ 当該国際交流協会がNPO法人や任意団体、日本語学校等の協力を得て、技能実習生を雇用している事業所において、日本語教室を実施し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- ・ 実施に当たって、当該国際交流協会が全体のコーディネートを行い、NPO法人等が日本語教育を実施、事業者が学習者に対する連絡や会場の提供などを行っている。
- ・ 費用は一年目は国際交流協会が負担、二年目は事業者と国際交流協会が折半、三年目は事業者が負担というように、段階的に事業者が費用負担を求める形となっている。

③行政の育児・子育て関係の部署を通じて、子育て中の外国人とつながる

地域に散在している子育て中の外国人に対して、育児・子育て関係の業務を行う担当部署と連携し、効果的に情報提供、情報収集を行っている。

北九州国際交流協会

連携先： 行政（市）

- ・ 家庭訪問を行っている北九州市の保健師や教育委員会と情報交換を行い、支援を要する可能性のある外国人に対して、日本語学習の機会の情報提供等を行っている。

熊本市国際交流振興事業団 ※熊本市の地域国際化協会

連携先： 行政（市）

- ・ 生後4か月までの乳児がいる全家庭に対して保健師等が行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で熊本市では外国人家庭への訪問に当該機関の通訳スタッフが同行し、子育て情報の通訳に加え、生活情報を伝えている。
また、通訳スタッフが同行する過程で、外国人コミュニティのキーパーソンとつながることができ、キーパーソンを通じて日本語教室の広報を行えるようになった。

〔ポイント2〕日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語学習の機会を創る

日本語学習の機会を作るために、当該機関・団体が単独で日本語教室を開設するほか、以下のように複数の関係機関・団体が連携・協力を行う形がある。なお、連携・協力を行う機関・団体の組み合わせは多様である。

①行政と大学の連携・協働

大学として、日本語教育に関する専門的な知見を生かして、日本語教育プログラムや教材の作成や人材育成、調査やシンポジウムの開催など多岐に渡って行政機関等と連携・協力を行っている。ただし、協力が個々の研究者・研究室単位か大学組織全体によるものかということについては様々な形態があり、それによって事業の継続性の点において違いが出てくると考えられる。また、予算も行政の予算のほか、外部の助成金を活用するなど多様である。

豊田市

名古屋大学

※19ページの再掲。三つ目の「・」のみ新出。

連携先： 事業者

- ・ 地域の事業者が拠出した基金を基に、大学、豊田市が協働で地域に暮らす外国人のための日本語教育の実施のガイドライン、実施プログラムや評価方法等を開発し、さらに人材育成を行った上で、事業（以上、まとめて「とよた日本語学習支援システム」）を実施している。
事業は、全体のコーディネートを行う専門家（所属は名古屋大学）を中心に運営している。
- ・ 外国人を雇用している事業者とも協働（場所の提供、従業員への周知等）で日本語教室を開催し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- ・ 大学の日本語教育に関する知見等を生かし、事業を実施するほか、シンポジウム等による成果の発信等を行っている。

大多喜町（千葉県）

連携先： 大学

- ・ 国際交流協会（事務局は大多喜町）のコーディネート、三育学院大学の協力（講師、会場の提供）により日本語教育を実施。費用については、国際交流協会と学習者が半分ずつ負担する形で実施。（ただし、学習者が集まらず、現在は休止中）。

甲府市

山梨県立大学

連携先： 任意団体

- ・ 山梨県立大学の教員が甲府市及び市民団体・山梨外国人人権ネットワークオアシスの協力を得て日本語教室を開設している。会場は大学の施設を利用し、市は費用を負担し、山梨外国人人権ネットワークオアシスで活動している日本語教師が指導を担当している。
大学を会場とすることで、外国人にも場所が分かりやすいだけでなく、「大学で日本語を勉強する」ということで家族の理解が得られやすいという利点がある。

福井県国際交流協会

連携先： 大学

- ・ 福井大学の教員と連携して、日本語ボランティア養成講座を実施している。

熊本市国際交流振興事業団 ※熊本市の地域国際化協会

連携先： 大学

- ・ 熊本県立大学の文学部日本語日本文学科日本語教育研究室と協働で、多文化共生に関する調査、事業の成果を普及するための多文化共生シンポジウム、地域で暮らす生活者としての外国人のための日本語テキスト作成を行っている。（テキスト作成の実績：「緊急（地震・台風）編」、「病院編」、「仕事編」、「買い物編」、「学校編」等）

②行政と日本語教育機関の連携・協働

日本語学校など日本語教育を実施する専門機関が、日本語教室の実施について行政機関等と連携・協力を行っている（地方公共団体等による業務委託等）。また、日本語学校などの協力による日本語教室は時間設定や人数などの面で参加できる人が限られることもあることから、住民がボランティアとして参加する日本語教室も併設するなどして選択肢を増やす工夫をしている事例がある。

大阪国際交流センター ※大阪市の地域国際化協会

連携先： 日本語学校

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構大阪日本語教育センターとの共催で日本語教室（生活日本語コース）を実施している。大阪国際交流センターが予算を確保し、日本語教育センターが会場、講師の提供、プログラムの作成を担当している。生活日本語コースは週4～5日、1日2時限と集中的に日本語を学ぶものである。
- ・ 大阪国際交流センターでは、生活日本語コースとは別に、登録ボランティアによる教室形式の日本語教室（週1回のコースを火、水、木に開催）、マンツーマン形式の日本語教室（週1回）を実施している。

鹿児島県国際交流協会

連携先： 日本語学校

- ・ 日本語教育機関である民間団体に業務委託を行い、在住外国人を対象に「日本語・日本理解講座」を実施している。同講座を活用して当国際交流協会の担当職員が在住外国人の現状と課題を把握する機会としている。

また、日本語の日常会話が可能な在住外国人を対象に「おしゃべりひろば」という事業を設けているが、この事業では日本語会話の上達を図りつつ、日本で生活する上で役立つ情報の提供も行っている。この「おしゃべりひろば」は交流の場にもなっており、外国人同士のネットワーク創りが図られている。

とやま国際センター ※富山県の地域国際化協会

連携先： 日本語教育機関

- ・ 日本語教育の専門機関である（有）トヤマ・ヤポニカに講師派遣を依頼し、外国人への日本語支援ボランティアの養成講座を開催している。開催場所は、年度ごとに各地域のボランティアによる日本語教室の運営状況（スキルアップ、新たな人材発掘の必要性等）を考慮の上、選定している。
- ・ さらに、ボランティアによる日本語教室の運営を支援するため、教室の要請に基づきアドバイザー（トヤマ・ヤポニカに講師派遣を依頼）を派遣し、活動内容や活動方法の充実、日本語教室の運営等に関する相談に応じ、助言している。

③行政とNPO法人の連携・協働

日本語教育の実施から地域の関係機関間のコーディネートなど多様な取組をしている。

NPO法人 伊賀の伝丸（三重県）

連携先： 行政（県）

- 県が外国人住民と地域住民の接点、交流をより強くするため、委託事業により、日本語ボランティア育成事業を実施。日本語ボランティア初心者向けの講座と日本語教室見学会の実施、県内の日本語教室紹介リストも作成。

静岡県国際交流協会

※19ページの再掲。

連携先： NPO法人 事業者

- 当該国際交流協会がNPO法人や任意団体、日本語学校等の協力を得て、技能実習生を雇用している事業所において、日本語教室を実施し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- 実施に当たって、当該国際交流協会が全体のコーディネートを行い、NPO法人等が日本語教育を実施、事業者が学習者に対する連絡や会場の提供などを行っている。
- 費用は一年目は国際交流協会が負担、二年目は事業者と国際交流協会が折半、三年目は事業者が負担というように、段階的に事業者が費用負担を求める形となっている。

四日市市（三重県）

連携先： NPO法人

- 市内には任意団体等による日本語教室があるが、地域における日本語教育で実績のあるNPO法人多文化共生リソースセンター東海（愛知県や三重県などでの日本語教室の運営の支援等）に委託し、日本語学習支援事業を実施している。

上記支援事業においては、日本語学習を支援するボランティアが、学習者の日本語能力レベルや、日本で生活する上で必要となる知識の有無を把握し、適切な教材や学習方法を提供することによって、それぞれのレベルに応じた日本語学習支援の仕組みを作る取組を実施。

④行政と任意団体・市民の連携・協働

行政が日本語教室の開催やボランティア養成講座の委託を行う形のほか、行政と任意団体・市民との役割分担、棲み分けを行っているものなど、行政と任意団体の関わりは多様である。

国際交流協会ともだち in 名取（宮城県） ※任意団体

連携先：

行政（市）

国際交流協会（県）

- 元々、当該団体が市民活動として日本語教室を開催していたが、現在は事業費については行政の助成（市の独自予算及び県の補助金）を受けている。さらに宮城県国際化協会が主催する地域における日本語教育の連絡会議、研修への参加や日本語教育の内容・方法等に関する情報提供を受けて活動している。

福井県国際交流協会

連携先：

任意団体

- 長年、地域で日本語教育を行ってきた「日本語の輪を広げる会（任意団体）」に委託して常設の日本語講座を実施している。さらに、常設の日本語講座に通えない外国人を対象に、登録している日本語ボランティア団体が日本語の個人レッスンを行っている。
- さらに、「日本語の輪を広げる会」と連携して、日本語ボランティア養成講座を実施している。

福岡日本語ボランティア養成共同事業体 ※任意団体

連携先：

行政（市）

- 地域でボランティアで日本語教育を行ってきた七つの団体が共同で任意団体を設立し、市の委託事業を受けて、日本語ボランティア養成講座、既に活動しているボランティアに対する研修会、広く一般住民に対する啓蒙活動を目的としたラジオ放送を実施している。

Tori フレンド network（鳥取県） ※任意団体

連携先：

大学

行政（市）

- 鳥取大学が大学として取り組んでいる地域貢献支援事業のプログラムの一つとして、倉吉市人権局と協働で外国人住民をめぐる地域課題に関するフォーラムを実施した。また、地域在住外国人と倉吉市長の間で意見交換会が行われた。その後、フォーラムや意見交換会に参加した在住外国人と日本人のネットワークを母体にして、地域に暮らす外国人の自助グループ的な位置付けで当該団体が設立された。

当該団体の活動として、参加者の間で抱えている課題等について話をする中で、日本語学習に関するニーズが確認され、日本語教室がスタートしている。日本語学習の内容としては外国人たちの生活の中で困っていることを取り上げるなどしている。

長崎市

連携先：

ボランティア

- 地域に暮らす外国人を対象に、市がボランティアを募り、直接、初級日本語講座を開催している。市が予算、会場、テキストを用意し、登録されている「長崎市国際ボランティア」が日本語指導を担当している。

千葉市国際交流協会

連携先：

任意団体

- 地域に暮らす外国人のうち、日本語が全くできない人を対象に週2回、1回2時間、全10回のゼロ初級日本語教室を実施している。予算は当該協会独自のもの。
- その他、地域の住民であるボランティアと日本語学習者をマッチングして行うマンツーマン形式の日本語学習支援を実施（1回2時間）している。
- さらに、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）により、テーマでつながる日本語教室と題して、取り上げるテーマに応じて地域住民が参加する取組（例えば、子育てがテーマであれば、子育て中の地域住民も参加して行う日本語学習等）を実施している。

横浜市泉区

連携先：

国際交流協会(政令指定都市)

任意団体

- ・ 泉区が外国人の日本語学習を支援するボランティア養成講座を行い、そこで養成されたボランティアが地域のボランティア団体で活動を行っている。養成講座には、地域のボランティア団体の活動紹介などを盛り込み、養成講座を受講している段階から養成講座受講後の活動をイメージしてもらうなどしている。
- ・ また、日本語が入門段階の外国人に対して、ボランティア団体でも教室を開催しているが、区においても横浜市国際交流協会に委託し、日本語教室を実施している。

相模原市

連携先：

任意団体

- ・ 外国人に対する支援活動や情報提供を行う場である「国際交流ラウンジ」を市が設置し、国際交流ラウンジに登録されているボランティア団体が日本語教室を行っている。ボランティア団体が日本語教室を実施するに当たり、市では日本語ボランティア養成講座の開催や、教材の貸与、会場使用料の助成を行っている。なお、国際交流ラウンジの運営は市民と協働で行っている。

⑤事業者との連携・協働

関わり方、負担の内容は多様であるが、いずれも事業者も負担するという点で共通している。

一般社団法人 多文化リソースセンターやまなし(山梨県)

※19ページの再掲。

連携先:

事業者

- ・ 日本語を必要としている外国人に、より有効にアプローチするため、当該法人が外国人も派遣している派遣専門の会社と連携して日本語教室を実施している。
- ・ 当該法人が日本語教育を実施し、派遣専門の会社は日本語教室に関する情報を登録している社員に提供するだけでなく、日本語教室に参加する場合に、参加費の一部を負担して、外国人の日本語学習を支援している。

また、開催時間については、就労シフトが頻繁に変動する実態に合わせ、特定の時間に日本語教室を開催するのではなく、毎日、午後に日本語講師と通訳を配置し、いつでも何時間でも日本語を勉強できる「フレキシブル方式」を採用して実施している(費用は1時間当たり500円)。

豊田市

名古屋大学

※19ページの再掲。

連携先:

事業者

- ・ 地域の事業者が拠出した基金を基に、大学、豊田市が協働で地域に暮らす外国人のための日本語教育の実施のガイドライン、実施プログラムや評価方法等を開発し、さらに人材育成を行った上で、事業(以上、まとめて「とよた日本語学習支援システム」)を実施している。

事業は、全体のコーディネートを行う専門家(所属は名古屋大学)を中心に運営している。

- ・ 外国人を雇用している事業者(場所の提供、従業員への周知等)とも協働で日本語教室を開催し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。

NPO法人 伊賀の伝丸(三重県)

※19ページの再掲。

連携先:

事業者

- ・ 技能実習生を雇用している事業者の費用負担により、当該法人が日本語教育を実施。周知・広報の方法について、当該法人の事務所を訪れる外国人にパンフレットを渡したり、市内の企業を訪問して直接案内をしたりしている。

静岡県国際交流協会

※19ページの再掲。

連携先:

NPO法人

事業者

- ・ 当該国際交流協会がNPO法人や任意団体、日本語学校等の協力を得て、技能実習生を雇用している事業所において、日本語教室を実施し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- ・ 実施に当たって、当該国際交流協会が全体のコーディネートを行い、NPO法人等が日本語教育を実施、事業者が学習者に対する連絡や会場の提供などを行っている。
- ・ 費用は一年目は国際交流協会が負担、二年目は事業者と国際交流協会が折半、三年目は事業者が負担というように、段階的に事業者に費用負担を求める形となっている。

⑥複数市町の協働

〔それぞれの市町が予算を負担し、協働で運営することで資源を有効に活用し、安定的に運営している。〕

大仙・仙北広域圏日本語教室（秋田県） ※大仙市，仙北市，美郷町

- 大仙市，仙北市，美郷町の教育委員会が費用を負担し，日本語教育に関する運営委員会を設置し，協働で日本語教室を運営している。日本語教室はそれぞれの市町に開設しているが，二市一町が一体となって運営を行い，外国人の状況や外国人に対する支援等の情報も広く共有されることで，個々の指導者が孤立せず，それぞれの日本語教室の運営，情報交換や指導者の手配等がスムーズに行われている。
また，活動の休止には三市町の合意が必要となるため，安定的に運営される。

都城市・三股町（宮崎県），曾於市・志布志市（鹿児島県）

- 都城広域定住自立圏事業（三市一町）という生活圏の維持，地域活性化を目的とした事業において，多文化共生事業が位置付けられており，さらにその一環として日本語教育が位置付けられている。
- 多文化共生に関する職員研修や日本語ボランティア養成講座を持ち回りで行うなどしており，曾於市・志布志市で日本語教室を立ち上げるなどの効果が見られる。
- また，四市町が協働で行っている取組であり，各市町の日本語教室の方向性をそろえていくのは大変な部分もあるが，個々の市町の予算等の状況のみに左右されず，安定的に運営される。

[ポイント3] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る

「生活者としての外国人」が日本で生活をしていく上で、日本語を学ぶだけでなく、地域社会との接点を作っていくことが重要である。外国人が日本語を学び、さらに地域社会とつながるための取組として、興味関心に基づく集まり（サークル等）や地縁に基づく集まり（自治会等）が接点として見られた。また、接点を作り出すことが、外国人の地域社会への参加につながるだけでなく、地域社会の外国人に対する理解につながる可能性があると考えられる。

札幌国際プラザ ※札幌市の地域国際化協会

連携先： 行政（政令指定都市） 地域住民

- 「多文化共生コミュニティ形成のための日本語」と題して、保健師や札幌市の子ども未来局の職員を講師として、母子保健や子育て支援に関するセミナー、日本の季節の行事などの体験、札幌市の総合防災訓練への参加、防災バスツアー（外国籍市民と札幌市民が5～6人でチームになり、言葉が分からない、負傷した人がいる…などの状況の中、避難するゲームなど）、日本文化・スポーツ体験を実施。

ボランティアを含め札幌市民も多く参加し、地域住民とともに楽しみながら日本語に親しむ内容となっている。

千葉市国際交流協会

※一つ目の段落のみ、24ページの再掲。

連携先： 地域住民

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）により、テーマでつながる日本語教室と題して、取り上げるテーマに応じて地域住民が参加する取組（例えば、子育てがテーマであれば、子育て中の地域住民も参加して行う日本語学習等）を実施している。

具体的な内容としては、起震車での地震体験、消火体験、地域住民を聴衆とした日本での子育て経験や自国との比較のスピーチ、自治会について分かったことや今後活動してみたいことのスピーチを実施。特に子育てについて取り上げた際には、乳児・幼児を連れた地域の母親が多く参加し、学習者との交流が生まれた。

飯田市（長野県）

連携先： 地域住民

- 「地域との協働」をテーマに日本語教室を実施。具体的には「自治会」、「市役所」、「地域で活動する様々な分野の講師（地域住民）」等と連携し、「ごみの分別」、「防災」、「年金・保険」といった生活に直結したテーマで日本語学習を実施。

実施した結果、講師が地域で行なうサークルに参加する学習者が出たり、「より多くの日本人の友達を作りたい」、「いつか飯田のまちづくりのために何かできればいいと思う」といった感想が得られた。

「ごみの分別」は、外国人住民が集住する地域のまちづくり委員会からの、「外国人住民にごみ分別について知ってもらいたい」という声から実施に至り、実施後、当該地域で暮らす日本人から「一緒に何かやることに限界を感じていたが、彼らにも言い分があるだろうから本音を聞いてみたい」などといった歩み寄りの反応が生まれた。

安芸高田市（広島県）

連携先： NPO法人 任意団体 地域住民

- 日本語教室だけでなく、ポルトガル語教室、参加者が料理などを持ち寄って行う「ポトラックパーティー」などを定期的に開催し、日本人住民との接点が増えるように取り組んでいる。

また、市の担当課に外国人の相談員を配置したり、NPO法人やボランティア団体と連携して、外国人のニーズを把握し、支援体制の充実を図っている。

ひまわり21（広島県） ※任意団体

連携先：

行政(市)

NPO法人

地域住民

- ・ 日本語教室として、地域のイベント、公民館の文化祭や地域の任意団体が主催する清掃登山、地域のフットサルリーグ等に参加し、日本語教室の存在や外国人の存在が見えるように、また、地域住民との接点が増えるように広く活動をしている。

さらに、まちづくりに関する市民活動を支援しているNPO法人とともに、まちづくりに関する活動の担い手を育成する講座の中で、地域の日本語教室を取り上げたり（受講者が、日本語教室を見学し、さらに、まちづくりの観点からその教室でできる活動を計画し、実際に実施する等）、同法人と共にまちづくり企画のコンペに応募し、広く市民を対象とする活動を実施したりしている。

[ポイント4] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する

外国人の日本語学習を含んだ多様なニーズに対応するため、多様な内容、レベルの日本語教室を開設するほか、以下のように様々な機関・団体との連携・協力により、ニーズに対応する取組を行っている。

日常生活で出会う様々な生活場面（子育てや医療、防災等）及びそれに関連する生活上の行為を取り上げたり、外国人の就労につなげたりするなど、外国人が抱えている課題を解決し、（地域）社会に参加することを支援する取組のほか、多様な外国人のニーズや意見、視点や声を地域社会をよりよく変えていくきっかけとしようとすることで参加しやすい地域社会を作ろうとしている事例がある。

いずれも、取り上げる内容に係る機関と協働で取り組むことにより、内容の専門性を担保している。

①外国人の社会生活におけるニーズに対応する

学習者の多様なニーズに対応するために、必要な関係機関の連携・協力により、対応を行っている。また、対応は外国人のニーズに対応した情報提供や学習、交流等によって終わるものもあれば、必要な対応や外国人の声等を地域社会に発信する取組を含むものまで幅がある。

JTMとくしま日本語ネットワーク ※任意団体

連携先： 労働者福祉協議会

- JTMとくしま日本語ネットワークでは、徳島県労働者福祉協議会の「定住外国人の就労・社会参加事業（徳島県の委託事業）」に日本語教育の講師を派遣している。同事業では、中級レベルの日本語、ビジネスマナーを学ぶ講座をはじめ、介護現場に特化した日本語講座、漢字学習講座（介護資格取得講座に併設）、子育て中の外国人のための日本語講座を行っており、日常生活から就労まで幅広く、外国人の社会参加につなげるための日本語教育を行っている。

また、同事業の連絡協議会の委員も担い、講座の中で受講者から表出する問題点などから、課題提議、提言を行い、よりよい連携ができるよう努めている。（なお、同ネットワークは徳島県労働者福祉協議会の関連団体であり、同協議会内に事務局を設置している）。

飯田市（長野県）

連携先： 医師等

- 自身が育った環境とは異なる文化の中で子育てをしている外国出身者を対象に、子育ての場面で出会う日本語を学ぶ教室を実施。扱うテーマは、子育てに関する制度、医療機関について、保育園でのコミュニケーションなど様々。

企画の段階から保健師、保育師、子育て中の外国人住民等に関わってもらい、講師としても協力いただいた。特に、子育て中の外国人住民に企画委員として参画いただくことは、ニーズを把握することや子育て中の外国人リーダー育成の場となっている。

豊田市

名古屋大学

連携先： 図書館等 医療機関等

- 医療機関や警察などの公的機関の協力、市役所の市民向け出前講座などを活用し、映像教材及び学んだこと、気付いたことを書き込んでいく教材を開発。また、実際にごみの分別や図書館の利用などを体験する日本語教育のプログラムを実施。

日本語教育の実施に当たっては、図書館等の公的施設に関しては改善点の提案をまとめるなどして、外国人が地域での生活により主体的に関わることができるようなプログラムとしている。

②地域社会の社会生活におけるニーズに対応する

〔 地域の外国人に対するニーズに対応するために、必要な関係機関の連携・協力により、対応を行っている。 〕

飯田市（長野県）

連携先： 医師等

- ・ 「地域との協働」をテーマに、「自治会」、「市役所」、「消防署」、「地域住民」等と連携し、各機関からの要望も盛り込んだ日本語教室を実施。

外国人住民が集住する地域の区長、まちづくり委員会からの要望による「ごみの分別」や「防災」といった内容のほか、地域で活動する様々な分野の講師（伝統工芸技術者・リトミック講師等）を講師に迎え、外国人住民が少しでも地域へ参画するきっかけが持てるよう企画した。

愛知県国際交流協会

連携先： 日本赤十字社

- ・ 日本赤十字社と連携して災害に関する講座を実施。日本赤十字社が地域で防災の活動を行っていたが、外国人住民に対して地域の防災活動を行いたいと考えていた。参加者に正しい技術や知識が身に付くと同時に、日本赤十字社を通じて、その他の防災ネットワークとつながることができた。

青丘社（神奈川県） ※社会福祉法人

連携先： 行政(市) 病院

- ・ 外国人を対象として、市の担当者の協力の下で、日本語学習を兼ねて防災教室を実施したり、病院関係者の協力の下で、日本語学習を兼ねた病院講座を実施したりしている。いずれも市や病院側のニーズを基に行っている。

角田市（宮城県）

連携先： 行政(市)

- ・ 子育て支援関係の部署と情報交換を行い、子育て関係の部署から「子供が来ない」、「子連れでの外出は大変なのか、親を最近見掛けない」などの相談があったときに、日本語教室での取組の状況などを報告。

また、子育て関係の部署からの依頼に応じて、日本語教室の指導者から外国人に対して声掛けなどを実施したりしている。

[ポイント5] 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する

ある地方公共団体が単独で日本語教室を設置・運営するのではなく、複数の市区町村が協働して、あるいは、より広域の行政の支援を受けて日本語教室を設置・運営している事例がある。

①複数市町の協働

各市町が予算を負担し、協働で運営することで資源を有効に活用し、安定的に運営している。

大仙・仙北広域圏日本語教室（秋田県） ※大仙市、仙北市、美郷町

※27ページの再掲。

- ・ 大仙市、仙北市、美郷町の教育委員会が費用を負担し、日本語教育に関する運営委員会を設置し、協働で日本語教室を運営している。日本語教室はそれぞれの市町に開設しているが、二市一町が一体となって運営を行い、外国人の状況や外国人に対する支援等の情報も広く共有されることで、個々の指導者が孤立せず、それぞれの日本語教室の運営、情報交換や指導者の手配等がスムーズに行われている。
- また、活動の休止には三市町の合意が必要となるため、安定的に運営される。

都城市・三股町（宮崎県）、曾於市・志布志市（鹿児島県）

※27ページの再掲。

- ・ 都城広域定住自立圏事業（三市一町）という生活圏の維持、地域活性化を目的とした事業において、多文化共生事業が位置付けられており、さらにその一環として日本語教育が位置付けられている。
- ・ 多文化共生に関する職員研修や日本語ボランティア養成講座を持ち回りで行うなどしており、曾於市・志布志市で日本語教室を立ち上げるなどの効果が見られる。
- ・ また、四市町が協働で行っている取組であり、各市町の日本語教室の方向性をそろえていくのは大変な部分もあるが、個々の市町の予算等の状況のみに左右されず、安定的に運営される。

美濃加茂国際交流協会、可児市国際交流協会（岐阜県）

- ・ 地域日本語支援者養成講座を可児市国際交流協会と共催により実施。可児市国際交流協会が持っているノウハウ、人のつながりを活用することができた。

②日本語教育の関係機関・団体間のネットワーク

日本語教育の関係機関・団体間のネットワークの構築、会議の開催あるいはネットワーク等に参加していることで、域内で情報が流通する。また、地域全体の状況の把握が可能になる。

大阪府

おおさか識字・日本語センター ※任意団体

連携先： 府内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- 大阪府内の各地域で日本語教室の企画・運営やコーディネートをしている人たちが集まり、コーディネーター会議を行っている。月1回定例会を行うことにより、外国人の状況や各地の取組などに関する情報を共有できるだけでなく、府全体として日本語教育に関する課題の洗い出しができています。

静岡県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- 静岡県の東部地区は面積の小さな地方公共団体が多く、住居、勤務地、通う日本語教室の自治体が全て異なるという外国人が非常に多い。複数の地方公共団体をまたいで生活している人に対して柔軟に日本語支援を行うため、静岡県の東部地域で活動している15団体により、東部日本語ボランティアネットワークが発足し、情報交換などを行っている。

愛知県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- 愛知県国際交流協会では、日本語教育を行っている人の活動を支援するために、施設内にリソースルーム（資料や教材等を揃え、さらに打合せ等ができる場所）を開設している。そのリソースルームをより有効に活用するため、東海日本語ネットワーク（東海地域で地域における日本語教育を実施している団体等から構成される）にリソースルームの運営を委託し、協働で有効活用のためのイベント等を行うなどし、域内全体の活動の活性化を図っている。

兵庫県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、県内の教育委員会、国際交流協会、任意団体等

- 兵庫県内の日本語教育、支援を行っている機関・団体、教育委員会、行政等から構成されるひょうご日本語ネットに参加し、地域における日本語教育を担う機関の一つとして、情報交換や意見交換などを行っている。現場からの提案に対して、様々な立場、視点から意見共有できる機会を図り、県内での課題に対しネットワークが機能できる取組を検討している。

③都道府県などの広域サポート

域内で既に活動している機関・団体への助言、相談対応などの支援、域内で取り組まれていない内容などの実施、日本語教育の空白地域の解消に向けた取組の実施等、それぞれの都道府県の状況に応じて取組の内容は多岐にわたる。

茨城県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県内各地で活動している日本語教育実施団体に対する支援として研修会を実施している。
以前は全県を対象とした研修会を水戸等で開催していたが、開催地域によって参加できる人とできない人が出てくること、さらに、研修参加者がその成果をそれぞれの日本語教室に持ち帰って実践しようとしても、研修に参加した人としていない人との温度差が埋まらないケースがあった。
そのため、各市町村や国際交流協会、日本語教室の要望に応じて、茨城県日本語教育アドバイザー*を派遣し、同アドバイザーによる日本語ボランティアの養成講座及び日本語ボランティアに対する研修を実施している。費用等は県国際交流協会が負担。
- ・ また、同アドバイザーの派遣とは別に県内の日本語教育実施団体が集まり、情報交換、意見交換を行う機会を設けている。
*…当該協会では、専門的な知識や経験、技能を有する日本語教師を「茨城県日本語教育アドバイザー」として登録し、上記派遣等を行っている。

宮城県国際化協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 当該協会では、県内各地の日本語教育団体に対する支援として、協会職員や専門家の訪問による相談や情報提供、研修会や連絡会議の開催、山間部や沿岸部の日本語ボランティアに対する支援が手薄にならないことを企図し、年1～2か所でボランティア養成講座を実施している。
また、県内の各日本語教室との棲み分けとして、日本語教育の専門家による日本語教室の開催を行っている。
さらに、広域行政であることを踏まえ、県内の日本語教育実施団体が取り組みにくいこと（新しい教室活動の方法等）を試行的に実施し、そのノウハウや情報の提供などを行っている。

山形県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県内各地域で既に国際交流協会やボランティアによる日本語教室が開催されているが、その内容は初級レベルに当たるものが多いことから、中上級レベルの日本語学習者を対象とした日本語教室を実施している。
また、都合により、各地域最寄りの日本語教室に通うことができない学習希望者に対し、日本語サポーターを紹介し、1対1のマンツーマンレッスンを実施している。

福井県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 福井県は大きくは嶺北地方と嶺南地方に分かれ、公共交通機関による移動も本数等が限られている。県内2か所（嶺北地方：福井市、嶺南地方：敦賀市）にセンターを設け、さらに日本語教育事業担当者をそれぞれ1名ずつ配置し、それぞれに日本語ボランティアに対する研修会等を開催している。

石川県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県国際交流協会では、地域における日本語教室で活動している指導者に対する研修会の開催、指導者になりたい人のための基礎講座、県内の各地方公共団体等がボランティア等に対する研修会を企画する際のコーディネートを実施している。
また、研修については、県国際交流協会のある金沢だけでなく、各地域に出向いて開催し、それぞれの地域での新規日本語教室の立ち上げを支援している。

愛知県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県国際交流協会では、域内の地方公共団体や国際交流協会、日本語教室に対する支援として、各種研修や日本語教室の作り方に関する出前講座の実施、情報提供を行っている。

兵庫県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県国際交流協会では、日本語教室は情報提供や地域住民とのつながり作りの観点から、外国人住民にとってのセーフティネットになるとの発想の下、各地域における日本語教室の開設を協働で実施。

具体的には日本語教室が開設されておらず、空白地域となっている地方公共団体や国際交流協会等に対して、日本語教室の開設を働きかけ、日本語ボランティアの養成講座の実施や運営に必要な情報を提供したり、相談に乗るなどして、日本語教室の開設を支援している。さらに、開設後にも研修等を実施している。

[ポイント6] 日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等の人材を確保・配置する

日本語教育活動に参加し、指導・協力を行う人材やコーディネートを行う人材の確保に当たっては、直接人材を養成・雇用したり、専門人材を有する団体に委託したりするなど様々な取組を行っている。

①指導者等の人材の確保・配置

日本語教育に関わる人材を確保するため、①より多くの人の興味・関心を得られるよう、指導者等の養成講座を日本語教育以外の施策（生涯学習施策等）にも位置付ける、②指導者を安定的に確保できる機関・団体の協力を得る等の取組を行っている。

また、日本語教育以外の地域の様々な活動等に関わっている人が日本語教育に関わることで、日本語学習者の活躍の場が広がり、日本語教室にとっての人材の確保が地域の活動や行事、イベント等の人材の確保につながることもある。

徳島県

連携先： 国際交流協会(町)

- ・ 徳島県石井町にある石井町国際交流協会では、徳島県が受託した「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）の一部として日本語ボランティア養成講座を実施している。

また、文化庁の委託事業として行うだけでなく、県の生涯学習施策として実施されている徳島県立総合高等学校「まなびーあ徳島」主催講座に位置付けられており、日本語教育や外国人支援、国際交流等に限らず、多様な興味関心を持つ人を集めることができるようになっている。

茨城県国際交流協会

連携先： 行政(県)

- ・ 茨城県国際交流協会では、県内の市町村、国際交流協会、日本語教室の要望に応じて、茨城県日本語教育アドバイザー*を派遣し、同アドバイザーによる日本語ボランティアの養成講座及び日本語ボランティアに対する研修を実施している。

同スキームで実施されるボランティアの養成講座及び研修は、県の生涯学習施設である弘道館アカデミーの講座としても位置付けられており、ボランティアの養成講座及び研修に8割以上出席した人に対しては県知事名での修了証が授与されることとなっている。

*…当該協会では、専門的な知識や経験、技能を有する日本語教師を「茨城県日本語教育アドバイザー」として登録し、上記派遣等を行っている。

横浜市泉区

連携先： 国際交流協会(政令指定都市) 任意団体

- ・ 区では、担当職員の人事異動もあり、また、外国人支援や国際交流のみを担当しているわけではないことから、日本語教室の指導者を区が直接探して、確保するのは大変な状況である。特に講師が急きょ休む場合などの代わりの確保などは困難であることから、安定的に日本語教室を運営することを考え、横浜市国際交流協会に委託して日本語教室を実施している。

また、教室活動の内容に応じて、区の市民活動を支援する部署に登録されているサークルやボランティア、他部署の協力を得て、講師を務めてもらっている。

石川県国際交流協会

連携先： 地域住民

- ・ 日本語教育を仕事とする人だけでなく、地域の状況に応じて、多様な属性、背景を持った人が日本語教室にボランティアとして参加している。

また、多様な人が参加することには良さもあり、例えば、地域の様々な事業・イベント等において中心的に関わっている地域の住民が、日本語教室の運営を行うメンバーに入ること、日本語教室の学習者が地域の様々な事業・イベントに参加したり、スタッフとして関わったりするようになった。地域と日本語教室が密着することで、外国人も地域を支える人材として力を発揮できる機会が増えることがある。

長野県

連携先： 外国人住民

- ・ 実際に第二言語として日本語を学んだ経験のある外国人を対象に、バイリンガル日本語指導者育成講座を実施している。外国人が自分の日本語学習経験をもとに日本語を教えられるようになるためのプログラムを実施している。

②コーディネーター等の人材の確保・配置

地域の日本語教育に関するコーディネーター等を確保・配置することにより、事業の企画・運営、日本語教育を実施している機関・団体間の調整や課題を抱えている機関・団体への相談対応や助言を行い、域内の日本語教育の円滑化に貢献している。

なお、当該地域で既に活動している人材、他地域で既に活動している人材、大学教員等の日本語教育の専門家など、こういった人材がコーディネーターになるかによって期待される効果も異なると考えられる。

とやま国際センター ※富山県の地域国際化協会

連携先： 日本語教育機関

- ・ 日本語支援ボランティア養成講座の開催や日本語教室へのアドバイザー派遣に当たって、日本語教育の専門機関である（有）トヤマ・ヤポニカがコーディネーターとして機能している。

トヤマ・ヤポニカでは、これまでに日本語教育の専門機関として蓄積してきたノウハウや、県内で地域における日本語教育に関わる中で蓄積してきたノウハウを生かして、とやま国際センターが県内各地で開催する日本語ボランティア養成講座の講師を務めたり、日本語教室への今後の運営支援等に対する相談等に応じ、助言している。これらのことを通じて、教室を支える人材の養成を行っている。

横浜市国際交流協会

連携先： 日本語教育の専門家

- ・ 市内の日本語教室などからの相談に応じ、大学教員等で地域における日本語教育に関わる専門家を派遣し、日本語教室の運営方法や運営に関する基本的な考え方などに関する相談に対応したり、日本語教育に関する情報提供などを行っている。
- ・ また、機関としても市内の日本語教育実施団体が活動報告をしたり、ポスターセッションを行ったりする場を設けるなどして、域内の情報の流通、ネットワークの形成などを行っている。

宮城県国際化協会

連携先： 日本語教育の専門家

- ・ 県内の日本語教室や地方公共団体からの相談に対して、日本語教育の専門家を派遣し、県内の機関・団体の日本語教室の運営や教え方等に関する相談、日本語教育に関する情報提供、県国際化協会が試行的に行っている新しい教室活動の方法などに関する情報提供などを行っている。

角田市（宮城県）

連携先： 国際交流協会（県）

- ・ 市内に市民活動を行う団体、国際交流協会がないことから、市の非常勤職員が、日本語教室の運営を兼務している。職員が日本語教室の運営等の全体のコーディネートを行い、日本語指導者が指導内容や指導方法の検討、実際の指導を担当している。

なお、角田市では、日本語指導者の世代交代を円滑に進めるため、後継者育成を目的に、宮城県国際化協会の協力により、ボランティア養成講座を実施し、養成されたボランティアが日本語教室での指導者を補佐している。

千葉市国際交流協会

連携先： 民間団体

- ・ 日本語教室を実施するに当たって必要な関係機関・団体との調整を実施している。
特に「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）により、テーマでつながる日本語教室を実施しているが、起震車で地震体験、消火体験、子育て、自治会等をテーマとして取り上げる際に必要な関係機関との連絡調整、協力の依頼、広報などを行っている。
- ・ また、コーディネーターには長年、千葉市で活動してきた人ではなく、他地域で活動実績を積んできた人を配置している。そのことが、組織として、これまでとは異なる見方で地域を眺め、新たな資源を発見することにつながっている。

北九州国際交流協会

連携先： 民間団体

- ・ 厚生労働省の予算により県が設けた基金等を活用して、日本語専門職ポストを新設し、人材を配置したが、その後も自主財源を用いることによりそのポストを継続させている。
生活者としての外国人に対する日本語教育の企画、企画の広報、関係先との連絡調整、日本語教室に通う学習者・ボランティアのニーズや現状把握など、日本語教育に係る地域の課題を発見して、解決に向けた実践を行う人材を配置している。

ひろしま国際センター ※広島県の地域国際化協会

- ・ ひろしま国際センターでは、海外の小中高校・大学・地方公共団体や国内の大学・企業等からの外国人を受け入れ、日本語研修等を実施している。そのほか、留学生に対する集中的な日本語教育プログラムの実施、市町村の職員に対する研修や、日本語ボランティアに対する研修などを実施している。
生活者としての外国人に対する日本語教育に限らず、日本語教育に関する業務は幅広く、日本語教育の専門講師が5名配置されているだけでなく、日本語教育の担当職員も複数名雇用されている。
専門講師は、当該機関で日本語教育を行うほか、広島県などの費用負担により、県内市町村に多文化共生に係る啓発活動を支援するため、講師として派遣されたりしている。

堺市

- ・ 堺市では、市が日本語施策を実施する以前から市内にボランティアによる日本語教室が多数存在した。既存の日本語教室への支援は、平成 20 年に市が多文化共生担当職員を採用したところから始まり、平成 22 年、多文化共生のまちづくりを推進するための拠点（堺市立国際交流プラザ）の開設により、さらに市の施策と連携させた各種施策を立案、実施してきた。
- ・ その一つとしてボランティアでは難しい入門期の学習者を対象とした「入門レベルの日本語教室」を開催し、当講座へのボランティアの参画による連携及び当講座修了者を地域教室へつなげるための見学交流会の実施など、地域日本語教室と役割分担をしながら、必要な支援を行い、域内の日本語教育の充実に努めている。

3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

※「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」に関するまとめ

3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

3. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について

3. 1. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義

日本語教育の効果的な施策の推進、企画・立案に当たっては、国が基本的なデータの収集・実態把握に努める必要がある。

文化庁では日本語教育の振興のため、昭和42年度より、日本語教育実態調査を行っているが、これは、日本語教育実施機関・団体等に対して行っているものであり、日本語教育を実施している機関数、教師数、学習者数等の基本的な数字を把握しているに過ぎず、外国人に対しての日本語能力や学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が充分に行えていないことから実施困難な状況である。そのため、日本語教育政策を推進していく上で基本的に必要な、日本語教育を必要とする外国人の数や日本語学習環境などについて把握できていない²⁹。

一方、都道府県や市区町村の中には、それぞれが策定している多文化共生推進プラン等の改定の検討材料とするため、域内に暮らす外国人に対して、日本語能力や日本語学習状況に関する調査を行っているところがあり、その結果は外国人の状況を知る上で貴重な資料となっている。ただし、各都道府県、市区町村によって調査項目などは異なるため、地域間の比較や全国的な傾向の把握を行うことは困難である。

そこで、日本語教育小委員会では、地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるように、地方公共団体が実施する調査の項目の共通化について検討を行った。

検討に当たっては、国が依頼をしたとしても、各地方公共団体において既に実施している過去の調査結果等との経年比較が困難になる等の理由から、地方公共団体で行っている調査項目を完全に統一することは困難である場合を考慮し、可能な範囲で利用してもらうことを前提とした。

日本語教育小委員会で検討、作成した「日本語教育に関する調査の共通利用項目」については、文化庁において、多くの都道府県、市区町村で広く活用されるよう周知、広報に努めるとともに、それを活用した調査研究に関する情報の収集・分析を行うものとする。

また、分析結果から得られた各地域の状況の違い及び全国的な傾向などについては、広く公表し、文化庁における日本語教育施策に役立てることはもちろん、各地の日本語教育施策の企画立案の参考となるものとする。

3. 1. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点

調査に関する共通利用項目は、各都道府県・政令指定都市が実施した調査項目を収集し、それらを基に質問項目の汎用性と地域性、実用性、各都道府県等で行っている調査の継続性等の観点を踏まえ、作成している。

また、多くの地方公共団体では、地域の多文化共生や外国人の生活状況を把握する調査の一部として、外国人の日本語学習の状況や日本語能力等に関する調査を実施しており、質問項目の数に制約がある。そのため、日本語教育に関する調査の共通利用項目も、基本的な質問項目と補足的な質問項目に分けて作成し、各地方公共団体において、より選択しやすくすると同時に、基本的な質問項目のみを選択して実施した場合も調査として成り立つように作成している。

²⁹ 平成24年7月より、外国人（観光などの短期滞在者などは除く）にも住民基本台帳制度が適用されることとなった。外国人の場合、住民票には氏名や住所、年齢などのほか、国籍・地域、（中長期滞在者の場合は）在留資格等が記載されるが、その利用方法や範囲は住民基本台帳法によって定められている。そのため、文化庁が日本語能力や日本語学習状況等に関して調査を行う場合、閲覧項目は氏名、性別、住所、年齢に限られる（法令に基づく調査ではないため）。なお、地方公共団体が住民基本台帳を利用して調査を実施している例については「5. 2 「日本語教育の調査研究の体制について」に関連するデータ等」の「[データ3] 都道府県、政令指定都市等による調査について（住民基本台帳を使った事例）」参照。

3. 1. 3 日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用方法、活用の効果

各都道府県や政令指定都市、その他の地方公共団体等において、日本語教育に関する調査の共通利用項目をそのまま活用した場合、より効果的に地域間の比較、全国的な傾向の把握を行うことが可能となる。

文化庁は定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況及び調査結果について情報を収集し、日本語教育コンテンツ共有システム等に掲載し、発信する。日本語教育に関する調査の共通利用項目の活用により、地域間の比較、全国的な傾向の把握を行うだけでなく、次ページの【図】で示す（１）～（４）の項目の調査結果をパターン１～パターン６に分けて学習者の属性や日本語能力との観点から分析・整理するなどして、日本語教育施策の企画立案に資することを目指す。

なお、文化庁では、各地方公共団体等が実施した調査について、当面、一般に公開される情報を収集する。将来的には、オープンデータ化の推進³⁰等、個人情報 that 特定できない形等に調査の回答を加工・集約し、活用しようとする取組・検討³¹なども参考に、次に掲げる観点も踏まえながら、都道府県、政令指定都市等の担当者や有識者と意見交換を行い、調査結果の活用の可能性について検討を行う。

- ①一般に公開される情報以外に都道府県や政令指定都市からこういった情報を提供してもらうことが可能か
- ②都道府県や政令指定都市等から提供されたデータをどこまで統合することが可能か
- ③その場合こういった統計的な処理が必要か
- ④都道府県や政令指定都市等からデータの提供を受けるためにはこういった手続きが必要か
- ⑤そもそも十分な成果が見込めるか 等

³⁰ 行政が保有するデータを二次利用が可能な形で公開すること。

³¹ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成１２年法律第１４４号）に基づき、平成１３年１月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）が内閣に設置されており、オープンデータの推進等について同本部で開催する会議等で検討されている。

【図】日本語教育に関する調査の共通利用項目で収集したい情報

- ・ ①学習者の属性等，②日本語学習，③日本語能力に関して情報を収集する。
- ・ ②日本語学習については，（１）日本語の学習経験，（２）日本語を学んでいる人の日本語学習状況，（３）日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ，（４）日本語の使用状況について情報を収集する。（１）から（４）の各項目に対する回答を以下のパターン１～６に分けて，学習者の属性や日本語能力との観点などから分析・整理を行う。

①学習者の属性等

性別，年齢，出身，在留資格，滞日年数，滞日予定，仕事の有無



②日本語学習

（１）日本語の学習経験 （※日本語を学んだことがあるかどうか，学んでいるかどうか）

日本語を学んでいる

日本語を学んでいない



（２）日本語を学んでいる人の日本語学習状況

（３）日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ

（※日常生活において，日本語を必要とするかどうか）

（どうやって学んでいるか，何のために学んでいるか）

日本語を学びたい

日本語を学びたいとは思わない



（４）日本語の使用状況 （※どういった場面で日本語を使うか，どういった場面で日本語で困っているか）

日本語で困っていない

日本語で困っている

日本語で困っていない

日本語で困っている

日本語で困っていない

日本語で困っている



○パターン１

・日本語を学習している。
・日常生活で日本語に困っていない。

○パターン２

・日本語を学習している。
・日常生活で日本語に困っている。

○パターン３

・日本語を学習していない。
・日常生活で日本語に困っていないが，日本語を学習したい。

○パターン４

・日本語を学習していない。
・日常生活で日本語に困っているので，日本語を学習したい。

○パターン５

・日本語を学習していない。
・日常生活で日本語に困っていないし，日本語を学びたいとは思わない。

○パターン６

・日本語を学習していない。
・日常生活で日本語に困っているが，日本語を学びたいとは思わない。



③日本語能力

聞く，話す，読む，書く

3. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

- ・ 都道府県、政令指定都市及びその地域国際化協会が既に実施している調査の調査項目を参考に、外国人の属性等に関する項目、日本語学習に関する項目、日本語能力に関する項目について、調査に関する共通利用項目を作成した。
- ・ 基本的な質問項目を黒字で示し、補足的な質問項目を灰色の字で示している。さらに、質問項目のねらいを（ ）内に示している。

3. 2. 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の全体構成について

①外国人の属性等

※質問項目の詳細は「〔共通利用項目1〕学習者の属性等に関する項目について」参照。

問1 あなたの性別はどちらですか。

問2 あなたの年齢は次のどれですか。

問3 あなたの出身は次のどれですか。

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。

問5 あなたはどのくらい日本で生活していますか。

問6 あなたはこれから、日本でどのくらい生活する予定ですか。

(※ ②と照らし合わせることで、将来の予定と日本語学習の関係について知ることができる)

問7 仕事をしていますか。

(※ ②、③と照らし合わせることで、仕事の状況と日本語学習・日本語能力の関係について知ることができる)

②日本語学習

※質問項目の詳細は「〔共通利用項目2〕日本語学習に関する項目」参照。

(1) 日本語の学習経験

問1 あなたは日本語を学んだことがありますか。

(※ 日本語学習の経験について知ることができる)

問2 あなたは、今、日本語を学んでいますか。

(※ 日本語学習の現在の状況について知ることができる)

(2) 日本語を学んでいる人の日本語学習状況

問3 あなたは今、どうやって日本語を学んでいますか。

(※ 学習方法について知ることができる)

問4 あなたは何のために日本語を学んでいますか。

(※ 学習目的について知ることができる)

日本語を学
んでいる人
のみ

(3) 日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ

問5 日本語を学びたいですか。

(※ 問5, 6により, 日本語学習に関するニーズとその理由から, 日本語教育
施策の対象者について把握することができる)

問6 現在学んでいないのはなぜですか。

(※ 問5, 6により, 日本語学習に関するニーズとその理由から, 日本語教育
施策の対象者について把握することができる)

日本語を学
んでいない
人のみ

問7 どのような環境があれば, 日本語を学びたいですか。

(※ 問5, 6と併せて問7を質問することで, 必要な日本語学習支援策について
知ることができる)

(4) 日本語の使用状況について

問8 次のようなとき, あなたは日本語を使いますか。

(※ 問8を問9と併せて質問することで, 日本語を使う場面と支援が必要な場面について知る
ことができる)

問9 次のようなとき, あなたは日本語が不自由なために, 困ったことがありますか。
最近1年間に困った経験があるものを選んでください。

(※ 日本語の支援が必要な場面を知ることができる)

③日本語能力

※質問項目の詳細は「[共通利用項目3] 日本語能力に関する項目」を参照。

問1 あなたは日本語がどのくらいできますか。

(※ 日本語能力について知ることができる)

* なお, 日本語能力に関する補足的な質問項目として, 巻末に各地方公共団体の実情に応じ, 利用することができるよう「5. 2 「日本語教育の調査研究の体制について」に関連するデータ等」の「[データ2] 日本語能力に関する補足的な質問項目(場面ごとの日本語能力について)」を掲載している。

3. 2. 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目

[共通利用項目 1] 外国人の属性等に関する項目

- ・ 外国人の属性等に関する項目について、以下の7問から構成される。

①外国人の属性等

問1 あなたの性別はどちらですか。

基本的な質問項目

- ①男 ②女

問2 あなたの年齢は次のどれですか。

基本的な質問項目

- ①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳
⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70歳～

問3 あなたの出身は次のどれですか。

基本的な質問項目

- ①中国 ②韓国・朝鮮 ③フィリピン ④ブラジル ⑤ベトナム
⑥米国 ⑦ペルー ⑧タイ ⑨ネパール ⑩台湾
⑪その他 ()

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。

基本的な質問項目

- ①特別永住者 ②永住者 ③留学
④技能実習 ⑤定住者 ⑥日本人の配偶者等
⑦家族滞在 ⑧人文知識・国際業務 ⑨技術
⑩技能 ⑪特定活動 ⑫永住者の配偶者等
⑬その他

問5 あなたはどのくらい日本で生活していますか。

基本的な質問項目

- ①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上～10年未満 ⑥10年以上～15年未満
⑦15年以上

問6 あなたはこれから、日本でどのくらい生活する予定ですか。

基本的な質問項目

- ①6か月未満 ②6か月以上～12か月未満 ③1年以上～3年未満
④3年以上～5年未満 ⑤5年以上 ⑥住み続ける
⑦まだ決めていない

問7 仕事をしていますか

基本的な質問項目

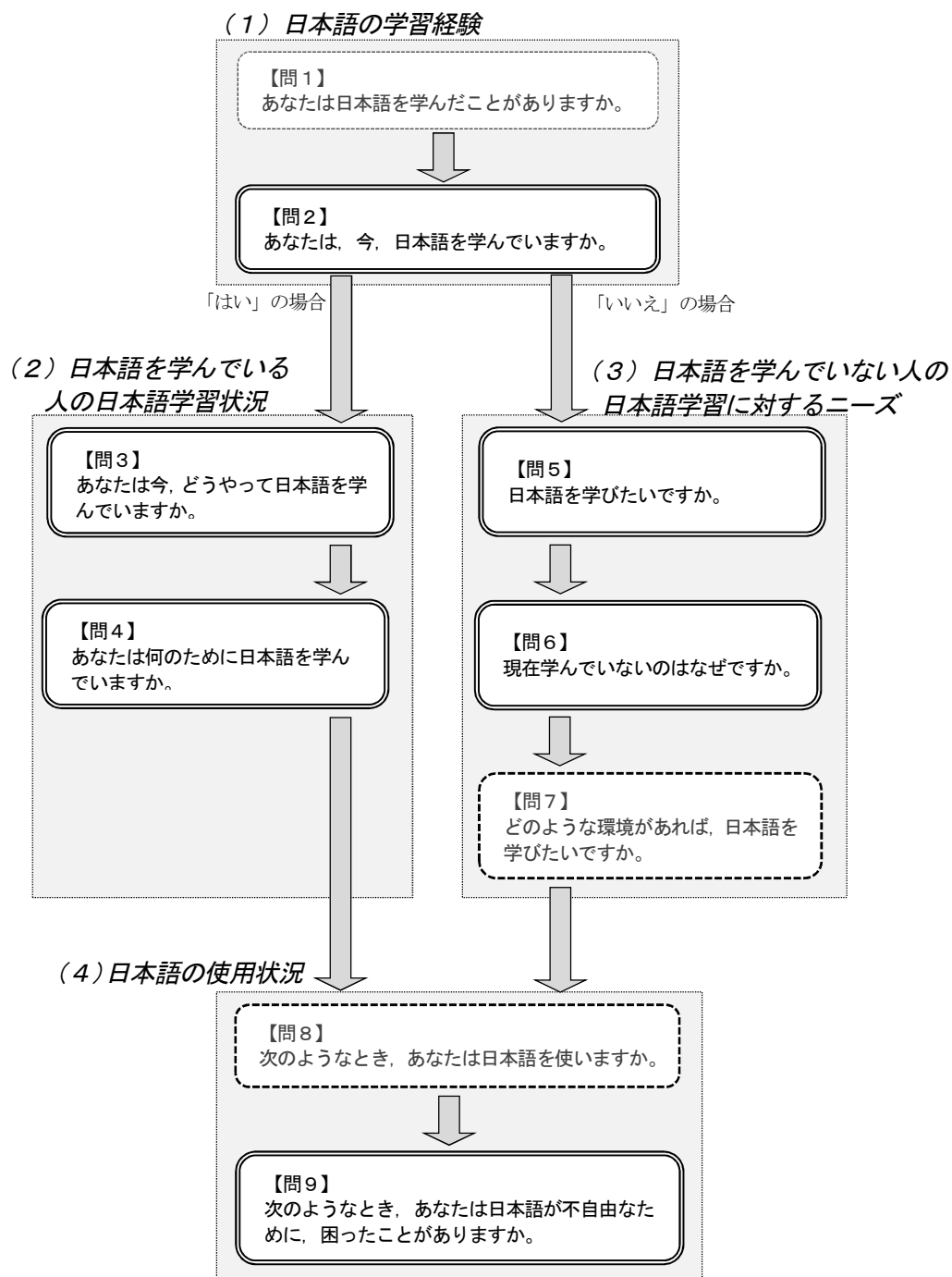
- ①している
②していない (今、探している)
③していない (探していない)

[共通利用項目 2] 日本語学習に関する項目

- ・ 日本語学習に関する項目について、9問から構成される。全体の構成、流れについては、以下のとおりである。

②日本語学習

[質問項目の構成、流れについて]



(※二重枠で示すものは基本的な質問項目、点線枠で示すものは補足的な質問項目)

②日本語学習

(1) 日本語の学習経験

※全員

問1 あなたは日本語を学んだことがありますか。

補足的な質問項目

- ①ある ②ない

問2 あなたは、今、日本語を学んでいますか。

基本的な質問項目

- ①学んでいる（→問3, 4, 8, 9へ） ②学んでいない（→問5, 6, 7, 8, 9へ）

(2) 日本語を学んでいる人の日本語学習状況

※日本語を学んでいる人のみ

問3 あなたは今、どうやって日本語を学んでいますか。（複数回答可）

基本的な質問項目

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①独学で（教科書やテレビ等） | ②独学で（インターネットやアプリ等） |
| ③通信教育で | ④無料の日本語教室で |
| ⑤有料の日本語教室で | ⑥家族から学んでいる |
| ⑦職場で学んでいる | ⑧友達（日本人）から学んでいる |
| ⑨友達（日本人以外）から学んでいる | ⑩周りの会話を聞いて覚えている |
| ⑪その他 | |

問4 あなたは何のために日本語を学んでいますか。（複数回答可）

基本的な質問項目

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①日本で生活していくために必要だから | ②日本人との付き合いを広げるため |
| ③仕事で必要だから | ④より良い条件の仕事を探すため |
| ⑤進学や勉強のため | ⑥その他 |

(3) 日本語を学んでいない人の日本語学習に対するニーズ

※日本語を学んでいない人のみ

問5 日本語を学びたいですか。

基本的な質問項目

- ①日本語を学びたい
②日本語を学びたいとは思わない

問6 現在学んでいないのはなぜですか（複数回答可）

基本的な質問項目

- ①もう十分に日本語ができるから
②日本語を使う必要がないから（日本語以外の言語で十分生活ができるから）
③育児のため、日本語を学ぶ時間的余裕がないから
④仕事のため、日本語を学ぶ時間的余裕がないから
⑤日本語を学ぶのに必要な金銭的な余裕がないから
⑥日本語教室の情報がないから
⑦日本語教室の時間が合わないから
⑧日本語教室が遠くて通うことができないから
⑨日本語教室の教え方や内容、レベルが合わないから
⑩どうやって勉強したらいいかわからないから
⑪学ぶ意欲が湧かないから

問7 どのような環境があれば、日本語を学びたいですか (複数回答可)

補足的な質問項目

- ①時間的な余裕があれば学びたい
- ②金銭的な余裕があれば学びたい
- ③無料の日本語教室があれば学びたい
- ④日本語教室と時間が合えば学びたい
- ⑤日本語教室が近くにあれば学びたい
- ⑥自分の学びたいことと、日本語教室の教え方や内容、レベルが合えば学びたい
- ⑦良い教科書があれば学びたい
- ⑧日本語学習用のテレビ番組があれば学びたい
- ⑨日本語学習用のインターネットのページやアプリのプログラムがあれば学びたい
- ⑩日本語学習用の通信教育のプログラムがあれば学びたい

(4) 日本語の使用状況について

※全員

問8 次のようなとき、あなたは日本語を使いますか。 (複数回答可)

補足的な質問項目

- ①近所づきあいで ②電車やバスに乗るとき ③日常生活や買い物で
- ④役所の手続きで ⑤郵便局・銀行の手続きで ⑥仕事を探すとき
- ⑦仕事で ⑧病気になったとき ⑨学校の先生と話すとき
- ⑩その他

問9 次のようなとき、あなたは日本語が不自由なために、困ったことがありますか。最近1年間に困った経験があるものを選んでください。(複数回答可)

基本的な質問項目

- ①近所づきあいで ②電車やバスに乗るとき ③日常生活や買い物で
- ④役所の手続きで ⑤郵便局・銀行での手続きで ⑥仕事を探すとき
- ⑦仕事で ⑧病気になったとき ⑨学校の先生と話すとき
- ⑩その他 ⑪困ったことはない

[共通利用項目 3] 日本語能力に関する項目

- ・ 日本語能力に関する項目について、以下のとおりである。

③日本語能力

問 1 あなたは日本語がどのくらいできますか³²。

基本的な質問項目

- [聞く] 1. テレビのニュース、ドラマを聞いて、理解できる
2. 相手の言うことを聞いて、大体理解できる
3. 相手がゆっくり話せば聞いて、理解できる
4. 単語だけ聞き取れる
5. ほとんど聞き取れない
- [話す] 1. 自分の言いたいことが問題なく話せる
2. 自分の言いたいことが大体話せる
3. 簡単な日常会話ができる
4. 自己紹介、決まった挨拶、単語なら言うことができる
5. ほとんど話せない
- [読む] 1. 役所や学校、職場からの手紙やお知らせを読んで、理解できる
2. 役所や学校、職場からの手紙やお知らせを読んで、少し理解できる
3. 新聞の雑誌の広告やチラシ、駅の時刻表や案内板を見て、欲しい情報が取れる
4. 絵の付いた簡単な指示（ごみの捨て方、料理の作り方）が分かる
5. ほとんど読めない
- [書く] 1. 仕事の報告書や学校の先生に子供の状況を伝える連絡、料理の作り方など、状況や方法を説明する文章を書くことができる
2. 日常生活や自分のふるさと、自分の経験について紹介する文章を書くことができる
3. 職場の同僚や学校の先生、家族に要件を伝える簡単なメモなどを書くことができる
4. 名前や国名、住所などが書ける
5. ほとんど書けない

³² 日本語能力試験 Can-do 自己評価リスト（JLPT Can-do）を参考に作成。[URL] <http://www.jlpt.jp/about/candolist.html>

4. 終わりに

4. 終わりに

- ・ 本報告は、多くの自治体、日本語教育関係団体に対し、アンケート調査やヒアリングを複数回にわたり実施させていただくなど、各機関・団体、担当者の御協力によりとりまとめることができたものであり、まず、関係の方々に改めて感謝申し上げたい。
- ・ 今回、日本語教育小委員会においては、ボランティアに依存している地域における日本語教育の実施体制や外国人の日本語学習に関する調査の方法について検討を行い、提言等を行った。本報告の主な趣旨は次のとおりである。

地域における日本語教育の実施に当たっては、

- ① 国と都道府県や市区町村が役割を分担しながら連携協力すること
- ② 日本語教育の実施は市区町村の役割としているが、単独での実施が難しいと思われる場合であっても、大学や日本語教育機関、その他地域の各種団体や近隣市区町村等との連携・協力により取り組んでいるところがあり、様々な方法があること
- ③ 外国人のみならず地域住民に対しても、日本語教育への理解を得ること
- ④ 都道府県や市区町村は、外国人の日本語学習ニーズを把握すること、文化庁はその結果の収集・分析を行い、日本語教育施策に活用すること

などの取組が重要である。

また、今回の報告では、各地での取組を6のポイントの観点から紹介しているので、各地域で日本語教育を実施するに当たっては、こちらも是非御活用いただきたい。

本報告で取り上げた各地の取組は、地域の外国人の状況や日本語学習に対するニーズ、実施に当たって得られる資源等に応じて、様々な実施体制において行われており、それぞれの日本語教室には、多様な立場、能力や経験を有した人材が関わっている。それらの人材は、名称や肩書が同じ「日本語指導者」や「ボランティア」であっても、実際に果たしている役割は多様であり、それぞれの取組において求められる資質や能力も様々である。

日本語指導者等に求められる資質や能力について、文化庁では「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月30日、日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）で、広く日本語指導者全般に求められる能力の大枠を示しており、さらに「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について」（平成25年2月18日、文化審議会国語分科会）で、カリキュラム案等を活用して「生活者としての外国人」に対する日本語教育を行う能力の評価について示している。ただし、いずれも指導者等に求められる能力や知識の大枠を示すものであり、個々の指導者等に求められる必須の能力や知識を示しているものではない。各地の取組の多様性を考えると、指導者等に求められる能力を画一的に示したり、統一したりすることは適当ではないと考えられる。

しかし、日本語教育の取組の多様性（内容や指導者の立場・役割等）が広がってきている中、それぞれの取組に携わる人材に求められる資質・能力について整理し、必要な対応策等について検討する必要があるのではないかと考える。

なお、文部科学省においては、日本語指導が必要な児童生徒数が増加傾向にあることから、小中学校における外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・適応指導の充実を図る観点からの提言を取りまとめることを目的とした有識者会議を平成27年11月に設置し、検討を開始したところである。この有識者会議では、日本語指導に携わる教員・支援者の養成や指導内容の改善・充実方策についても検討されており、日本語指導者等に求められる資質や能力という点で大きく関連する。

来期以降の日本語教育小委員会では、文部科学省における議論も踏まえ、平成25年2月にまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で掲げた11の論点のうち、論点5「日本語教育の資格について」、論点6「日本語教員の養成・研修について」、検討することとしたい。

- ・ 我が国は現在、少子高齢化に伴う人口減少の時代に突入している。また、経済のグローバル化が進む中、国際的な人材獲得競争は激しさを増しており、我が国の経済が安定して成長し、国際社会において存在感を示し続けるためには、人材の確保は重要な課題であり、そのために様々な施策を講ずる必要がある。その一つとして、外国人材の活用や外国人材の受入環境の整備などがある。それらの施策の影響もあり、近年の在留外国人数は増加しており、今後も当分増加の方向で推移するものと見られている。

日本社会において、在留する外国人が持っている能力を十分に発揮して活躍するためには、在留外国人と日本人が不自由なく、安全に安心して暮らしていけることが必要不可欠である。そのためには、在留外国人と日本人が言語・文化の相互尊重を前提として、共に暮らしていけるような社会を作っていく必要がある。その際、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることが重要である。

一方的に日本語を押しつけるのではなく、多文化共生の精神に則って、指導者としてであったり、支援者であったりなど、様々な形での関わり方があるが、どのような形であったとしても、外国人と日本人が共に学び合うことができる環境となっていることが極めて重要であると考ええる。

- ・ 今や日本語教育は、日本に在留する外国人の生活や地域社会への参加等を支えるためだけに行うものではなくなっている。経済面における効果や、さらには国際交流、文化交流の面においても我が国の行く末を担う大きな役割を担っていると言っても過言ではない。
- ・ 今回の提言が、各地で日本語教育に取り組んでいる方々への一助となり、国、都道府県、市区町村及び関係団体の連携がより一層図られ、日本語教育がますます推進され、新しい時代にふさわしい日本語教育が行われていくことを切に願うものである。

5. データ等

5. 資料

5. 1 「地域における日本語教育の実施体制について」に関連するデータ等

〔データ 1〕 在住外国人数の推移，在留資格別の外国人数の推移

	平成 22 年末 (2010)	平成 23 年末 (2011)	平成 24 年末 (2012)	平成 25 年末 (2013)	平成 26 年末 (2014)	構成比	対前年 増減率
計	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831	100.0	2.7
特別永住者	399,106	389,085	381,364	373,221	358,409	16.9	-4.0
永住者	565,089	598,440	624,501	655,315	677,019	31.9	3.3
特別永住者、永住者の 合計	964,195	987,525	1,005,865	1,028,536	1,035,428	48.8	-1.0
留学	201,511	188,605	180,919	193,073	214,525	10.1	11.1
技能実習	100,008	141,994	151,477	155,206	167,626	7.9	8.0
技能実習1号イ	2,707	3,991	4,121	3,683	4,371	0.2	18.7
技能実習1号ロ	47,716	57,187	59,160	57,997	73,145	3.4	26.1
技能実習2号イ	1,848	2,726	2,869	2,788	2,553	0.1	-8.4
技能実習2号ロ	47,737	78,090	85,327	90,738	87,557	4.1	-3.5
定住者	194,602	177,983	165,001	160,391	159,596	7.5	-0.5
日本人の配偶者等	196,248	181,617	162,332	151,156	145,312	6.8	-3.9
家族滞在	118,865	119,359	120,693	122,155	125,992	5.9	3.1
人文知識・国際業務	68,467	67,854	69,721	72,319	76,902	3.6	6.3
技術	46,592	42,634	42,273	43,038	45,892	2.2	6.6
技能	30,142	31,751	33,863	33,425	33,374	1.6	-0.2
特定活動	72,374	22,751	20,159	22,673	28,001	1.3	23.5
永住者の配偶者等	20,251	21,647	22,946	24,649	27,066	1.3	9.8
上記以外の在留資格	74,006	63,629	58,407	59,824	62,117	29.3	0.3

※ 平成 26 年 12 月末現在。

※ 平成 23 年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

〔データ 2〕 域内に日本語教室がある地方公共団体の数の推移について（過去 3 年、都道府県別）

	平成 24 年 11 月 1 日現在			平成 25 年 11 月 1 日現在			平成 26 年 11 月 1 日現在		
	(A)地方 公共団体 数	(B)(A)のうち、域 内に日本語教室が ある地方公共団体 の数	(A)に占め る(B)の割 合	(A)地方 公共団 体数	(B)(A)のうち、域 内に日本語教室が ある地方公共団体 の数	(A)に占め る(B)の割 合	(A)地 方公共団 体数	(B)(A)のうち、域 内に日本語教室が ある地方公共団体 の数	(A)に占め る(B)の割 合
北海道	188	15	8.0%	188	11	5.9%	188	13	6.9%
青森県	40	5	12.5%	40	5	12.5%	40	5	12.5%
岩手県	33	9	27.3%	33	10	30.3%	33	8	24.2%
宮城県	39	13	33.3%	39	14	35.9%	39	14	35.9%
秋田県	25	14	56.0%	25	17	68.0%	25	12	48.0%
山形県	35	15	42.9%	35	12	34.3%	35	12	34.3%
福島県	59	14	23.7%	59	13	22.0%	59	15	25.4%
茨城県	44	20	45.5%	44	19	43.2%	44	22	50.0%
栃木県	26	14	53.8%	26	14	53.8%	26	11	42.3%
群馬県	35	12	34.3%	35	8	22.9%	35	12	34.3%
埼玉県	72	43	59.7%	72	34	47.2%	72	43	59.7%
千葉県	59	33	55.9%	59	28	47.5%	59	28	47.5%
東京都	62	44	71.0%	62	42	67.7%	62	38	61.3%
神奈川県	58	35	60.3%	58	29	50.0%	58	27	46.6%
新潟県	37	13	35.1%	37	15	40.5%	37	15	40.5%
富山県	15	7	46.7%	15	7	46.7%	15	5	33.3%
石川県	19	11	57.9%	19	11	57.9%	19	7	36.8%
福井県	17	8	47.1%	17	9	52.9%	17	5	29.4%
山梨県	27	7	25.9%	27	8	29.6%	27	6	22.2%
長野県	77	27	35.1%	77	24	31.2%	77	27	35.1%
岐阜県	42	13	31.0%	42	13	31.0%	42	14	33.3%
静岡県	43	27	62.8%	43	21	48.8%	43	19	44.2%
愛知県	69	49	71.0%	69	45	65.2%	69	43	62.3%
三重県	29	13	44.8%	29	10	34.5%	29	9	31.0%
滋賀県	19	12	63.2%	19	14	73.7%	19	12	63.2%
京都府	36	13	36.1%	36	10	27.8%	36	10	27.8%
大阪府	72	40	55.6%	72	39	54.2%	72	41	56.9%
兵庫県	49	31	63.3%	49	33	67.3%	49	37	75.5%
奈良県	39	7	17.9%	39	8	20.5%	39	9	23.1%
和歌山県	30	4	13.3%	30	4	13.3%	30	3	10.0%
鳥取県	19	4	21.1%	19	1	5.3%	19	2	10.5%
島根県	19	7	36.8%	19	8	42.1%	19	6	31.6%
岡山県	30	7	23.3%	30	8	26.7%	30	8	26.7%
広島県	30	16	53.3%	30	12	40.0%	30	14	46.7%
山口県	19	7	36.8%	19	5	26.3%	19	5	26.3%
徳島県	24	6	25.0%	24	6	25.0%	24	3	12.5%
香川県	17	8	47.1%	17	9	52.9%	17	8	47.1%
愛媛県	20	4	20.0%	20	6	30.0%	20	8	40.0%
高知県	34	3	8.8%	34	2	5.9%	34	2	5.9%
福岡県	72	22	30.6%	72	22	30.6%	72	23	31.9%
佐賀県	20	1	5.0%	20	4	20.0%	20	1	5.0%
長崎県	21	3	14.3%	21	3	14.3%	21	3	14.3%
熊本県	49	9	18.4%	49	5	10.2%	49	3	6.1%
大分県	18	3	16.7%	18	1	5.6%	18	3	16.7%
宮崎県	26	2	7.7%	26	2	7.7%	26	2	7.7%
鹿児島県	43	3	7.0%	43	2	4.7%	43	2	4.7%
沖縄県	41	3	7.3%	41	4	9.8%	41	2	4.9%
計(「(A)に占める(B)」の割合」は平均)	1897	676	35.6%	1897	627	33.1%	1897	617	32.5%

〔データ 3〕 外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について

平成 24 年 11 月 1 日時点

総人口	(外国人数) ～20			(外国人数) 20～50			(外国人数) 50～100			(外国人数) 100～500			(外国人数) 500～1,000			(外国人数) 1,000～		
	自治 体数	うち 教室 あり	開設 率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち教 室あ り	開設率	自治 体数	うち教 室あ り	開設率
50 万～																15	15	100.0%
30 万～50 万													1	1	100.0%	50	48	96.0%
10 万～30 万										22	10	45.5%	42	26	61.9%	276	220	79.7%
5 万～10 万							2	1	50.0%	122	58	47.5%	84	61	72.6%	100	68	68.0%
1 万～5 万	11	0	0.0%	75	4	5.3%	187	28	15.0%	369	92	24.9%	41	22	53.7%	14	6	42.9%
～1 万	248	2	0.8%	146	6	4.1%	64	7	10.9%	32	2	6.3%	1	0	0.0%			

平成 25 年 11 月 1 日時点

総人口	(外国人数) ～20			(外国人数) 20～50			(外国人数) 50～100			(外国人数) 100～500			(外国人数) 500～1,000			(外国人数) 1,000～		
	自治 体数	うち 教室 あり	開設 率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち教 室あ り	開設率	自治 体数	うち教 室あ り	開設率
50 万～																15	15	100.0%
30 万～50 万													1	1	100.0%	50	41	82.0%
10 万～30 万										19	8	42.1%	44	28	63.6%	278	196	70.5%
5 万～10 万							2	0	0.0%	121	50	41.3%	85	52	61.2%	101	66	65.3%
1 万～5 万	12	0	0.0%	73	8	11.0%	176	26	14.8%	378	88	23.3%	43	18	41.9%	12	6	50.0%
～1 万	246	4	1.6%	145	6	4.1%	63	7	11.1%	32	2	6.3%	1	0	0.0%			

平成 26 年 11 月 1 日時点

総人口	(外国人数) ～20			(外国人数) 20～50			(外国人数) 50～100			(外国人数) 100～500			(外国人数) 500～1,000			(外国人数) 1,000～		
	自治 体数	うち 教室 あり	開設 率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち 教室 あり	開設率	自治 体数	うち教 室あ り	開設率	自治 体数	うち教 室あ り	開設率
50 万～																15	14	93.3%
30 万～50 万													1	1	100.0%	50	45	90.0%
10 万～30 万										19	8	42.1%	44	29	65.9%	278	207	74.5%
5 万～10 万							2	0	0.0%	121	55	45.5%	85	55	64.7%	101	64	63.4%
1 万～5 万	12	0	0.0%	73	8	11.0%	176	24	13.6%	378	75	19.8%	43	17	39.5%	12	4	33.3%
～1 万	246	3	1.2%	145	2	1.4%	63	4	6.3%	32	2	6.3%	1	0	0.0%			

※ いずれの年度も文化庁調べ。

※ ここで言う日本語教室は、①地方公共団体（教育委員会を含む）、②国際交流協会、③NPO法人等の法人、④任意団体が開設したものを言う。いわゆる「地域における日本語教育」を実施しているところを指し、大学や日本語教育機関により開設されている日本語教室を含まない。

※ なお、日本語教室の開設率が 50.0% を切っている部分について、セルを濃い灰色、白い太字 0.0% で示している。

※ また、自治体数が 100 を超える部分については、セルを灰色 で色付けしている。

〔データ４〕日本語教室の運営経費のおおよその額及び運営経費の確保の方法について
(NPO法人、任意団体)

(NPO法人) ※調査対象機関の平均値		(任意団体) ※調査対象団体の平均値	
①独自に予算を組んで実施している	288,124 円	①独自に予算を組んで実施している	30,125 円
②文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を受託している	579,444 円	②文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を受託している	68,529 円
③地方公共団体（教育委員会含む）や国際交流協会の補助金や助成金などを活用している	324,158 円	③地方公共団体（教育委員会含む）や国際交流協会の補助金や助成金などを活用している	194,408 円
④民間など、地方公共団体や国際交流協会以外の補助金や助成金などを活用している	4,293 円	④民間など、地方公共団体や国際交流協会以外の補助金や助成金などを活用している	77,095 円
⑤学習者から徴収している（参加費や授業料。イベント開催時等に臨時で徴収するものを除く。）	108,342 円	⑤学習者から徴収している（参加費や授業料。イベント開催時等に臨時で徴収するものを除く。）	112,544 円
⑥指導者やボランティアから徴収している（会費等）	36,000 円	⑥指導者やボランティアから徴収している（会費等）	35,406 円
⑦その他	43,001 円	⑦その他	86,597 円
合計	1,383,362 円	合計	604,704 円

※ 「平成２６年度 日本語教育総合調査 地域における日本語教育の人材・人材育成の実態について」より抜粋。

〔データ５〕地域における日本語教育の実施機関数、指導者数及び日本語学習数

※平成２６年１１月１日時点

	機関・施設 等数	指導者数					学習者数
		常勤講師	非常勤講師	ボランティア	合計 〔ボランティア の割合〕		
地方公共団体	133	21	148	2,359	2,528	93.3%	7,532
教育委員会	80	86	114	874	1,074	81.4%	6,481
【合計】 自治体	213	107	262	3,222	3,602	89.5%	14,013
国際交流協会	312	57	461	8,559	9,078	94.3%	17,405
その他	534	411	1,272	6,940	8,633	80.4%	21,847
【合計】地域にお ける日本語教育	1,059	575	1,995	18,732	21,313	87.9%	53,265
(参考) 大学等機関	496	1,412	3,033	338	4,783	7.1%	53,283
(参考) 法務省告示校	365	1,960	5,157	37	7,154	0.5%	59,685
【合計】 日本語教育全体	1,920	3,953	10,185	19,107	33,253	57.5%	169,060

[データ 6] 日本語教育が実施されていない市区町村について、実施されていない理由の例

- 以下は、地域における日本語教育協議会等を通じて、都道府県及び政令指定都市から得た情報。
- 都道府県及び政令指定都市だけではなく、域内の市区町村において、日本語教育を実施していないところがある場合、その理由について情報提供を求めたもの。

[1. 外国人の少数点在や数の減少などの理由により、日本語教室の開設が困難である]

- ・ 外国人住民が少なく、住居も点在しているため、日本語教室が成り立たない。
- ・ 外国人住民が少ないため、各地町村で日本語教室を開催するのは困難である。
- ・ 日本語教室を開いても、学習者の確保が見込めない。
- ・ 外国人住民の数が少なく、日本語に関するニーズも少ない。
- ・ 新規来日する外国人の減少により、休校・閉校する日本語教室が増えている。
- ・ 日本語教室の開催等の要望があっても交通手段がなかったり、広報手段が限定されていて情報が届かなかったりするため、日本語教室を開催しても生徒が集まらず、実施が困難である。
- ・ 在住外国人が少ない。または在住年数が長くなり日本語教育を必要としていない。

[2. 外国人の少数点在や減少などの理由により、行政施策としての優先順位が高くない]

- ・ 外国人住民の集住地域でないため市町村の取組として優先順位が低い。
- ・ 外国人住民が広域に散在していることから、各自治体の施策としては優先順位が低くなる。
- ・ 在住外国人の数が少なく、行政の施策としての優先順位が低く、市民の意識も向きにくいと考えられる。
- ・ 外国人住民の割合の少ない市町においては、財政的な制約もあり、外国人に特化した施策や事業を行いにくい。
- ・ 日本語教育が実施されていない市町村における外国籍数は、数人から数十人であり、さらに日本語教育を必要としている外国人からの直接の声が、日本語の問題などにより、行政に届きにくいことが要因で、行政施策としての優先順位が低くなりがちである。
- ・ 在住外国人が少数であること、市町村における専担組織がないこと、国際交流協会がないことが理由と思われる。
- ・ 外国人住民のニーズ把握が十分ではなく、人員・予算の確保が困難であるという意見もある。

[3. 日本語の指導者や指導のスキル、ノウハウの不足]

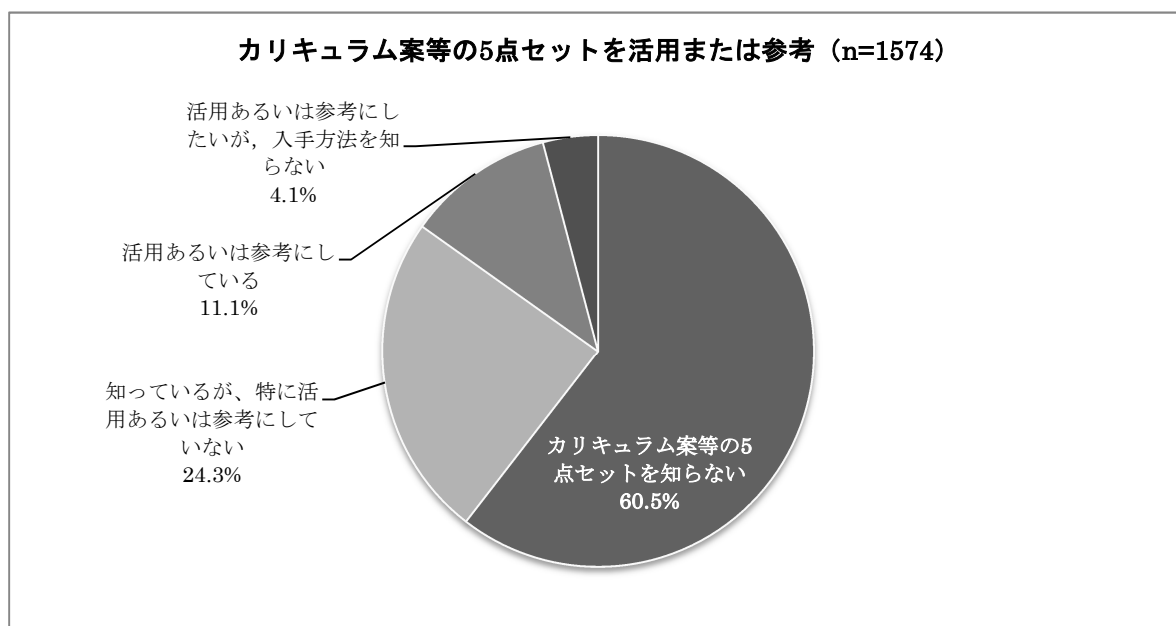
- ・ 日本語の指導者がいない。
- ・ 体系的に教えられる人材が少ない。
- ・ 指導人材やノウハウの不足。
- ・ 日本語の指導をしたい人がいても、それだけでは活動をする場を作るまでに及ばない。
- ・ 教室を運営できる人材の不足。

[データ 7] 都道府県，政令指定都市における関係機関との連絡会議等の実施状況について

	①都道府県及び政令指定都市数	②関係機関との連絡会議等を実施している地方公共団体の数			
			(①に占める割合)	②のうち，日本語教育に特化した連絡会議等を開催している地方公共団体の数	(①に占める割合)
都道府県	47	33	70.2%	15	31.9%
政令指定都市	20	13	65.0%	8	40.0%

[データ 8] カリキュラム案等の 5 点セットを活用または参考になっている人の数について

※ 「平成 26 年度 日本語教育総合調査 地域における日本語教育の人材・人材育成の実態について」より抜粋。



[データ 9] 平成 27 年度 国語に関する世論調査 [平成 26 年 1 月調査]
(日本語教育に関する部分を抜粋)

1. 調査の目的 現在の社会状況に変化に伴う日本人の国語に関する意識や理解の現状について調査し、国語施策の立案に資するとともに、国民の国語に関する興味・関心を喚起する。
2. 調査対象 (1) 母集団 全国 16 歳以上の男女個人
(2) 標本数 3,000 人
(3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法
3. 調査時期 平成 27 年 1 月 31 日～2 月 15 日
4. 調査方法 調査員による面接聴取法
5. 回収結果 (1) 調査対象総数 (100.0%) 3,493 (正規対象 3,000, 予備対象 493)
(2) 有効回収数 (率) (55.6%) 1,942 (正規対象 1,611, 予備対象 331)

- ① あなたは、日本に住んでいる外国人はどの程度日本語の会話ができるかというと思いますか。この中からあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

※ () 内は平成 22 年度調査の結果

<選択肢>		<回答>	
(ア)	日本人と同程度	1.4%	(1.7%)
(イ)	仕事や学校生活が円滑に行える程度	11.3%	(10.7%)
(ウ)	日常生活に困らない程度	67.1%	(71.1%)
(エ)	簡単な挨拶ができる程度	12.5%	(11.2%)
(オ)	日本語で会話ができなくてもよい	1.1%	(1.7%)
(カ)	どれに近いとも言えない	2.4%	(1.1%)
	分からない	4.2%	(2.5%)

- ② あなたは、日本に住んでいる外国人はどの程度日本語の読み書きができるかというと思いますか。この中からあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

※ () 内は平成 22 年度調査の結果

<選択肢>		<回答>	
(ア)	日本人と同程度	0.7%	(0.7%)
(イ)	仕事や学校生活が円滑に行える程度	10.3%	(10.3%)
(ウ)	日常生活に困らない程度	56.2%	(56.2%)
(エ)	平仮名・片仮名の読み書きができる程度	21.2%	(21.2%)
(オ)	日本語で読み書きができなくてもよい	6.7%	(6.7%)
(カ)	どれに近いとも言えない	1.7%	(1.7%)
	分からない	3.2%	(3.2%)

- ③ あなたは、日本に住んでいる外国人が日本語能力を身に付けるために、どのような取組が必要だと思いますか。この中から幾つでも選んでください。

※（ ）内は平成22年度調査の結果

＜選択肢＞	＜回答＞	
(ア) 無料の日本語学習機会（例：ボランティアによる日本語教室等）の充実を図る	48.7%	(48.3%)
(イ) 友人・家族・地域住民など身近な人が日本語を教える	40.8%	(33.7%)
(ウ) 国や地方公共団体が日本語学習機会を提供する	37.3%	(36.5%)
(エ) 外国人受入れ団体・企業が受入れプログラムの一環として日本語学習機会を提供する	26.4%	(25.2%)
(オ) 来日前に日本語を学習しておくなど、外国人自身がもっと努力する	23.4%	(27.1%)
(カ) 有料の日本語学習機会（例：大学、日本語学校等）の充実を図る	9.9%	(11.1%)
(キ) 特に必要な取組はない*	5.9%	(6.8%)
(ク) その他	0.5%	(0.4%)
(ケ) 分からない	8.2%	(6.5%)

*…平成22年度調査では「特に特別な取組は必要ない」という表現で調査している。

- ④あなたは、日本に住んでいる外国人に対して、今、何か手助けなどをしていますか。この中にあなたがしていることがあれば幾つでも選んでください。

＜選択肢＞	＜回答＞
(ア) 日本語の学習を手助けしている	2.6%
(イ) 外国人が仕事に就くのを手助けしている	1.3%
(ウ) ゴミ出しや買い物など生活習慣や日本の社会常識を伝えている	1.2%
(エ) 役所や病院での意思疎通を手助けしている	1.1%
(オ) 郷土芸能やお祭りに参加してもらうようにしている	0.8%
(カ) 外国人の子供たちが学校の授業、学習についていけるように手助けしている	0.8%
(キ) 日本の歴史や美術を紹介している	0.8%
(ク) 外国人の子供たちが学校でうまく生活できるように手助けしている	0.7%
(ケ) 料理や食文化について教えている	0.7%
(コ) お茶やお花を教えている	0.2%
(サ) 柔道や剣道などを教えている	0.2%
(シ) 書道を教えている	0.1%
(ス) その他	1.5%
(セ) 特に何もしていない	91.5%
(ソ) 分からない	0.6%

※「(セ) 特に何もしていない」と答えた人に

… それでは、日本に住んでいる外国人に対して、特に何もしていない理由について、当てはまるのはどれですか。この中からあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

＜選択肢＞	＜回答＞
(ア) 周りに、手助けを必要とする外国人がいないから	74.9%
(イ) 興味・関心はあるが、きっかけがないから	10.9%
(ウ) 興味・関心がないから	5.9%
(エ) 興味・関心はあるが、忙しくて時間がないから	2.1%
(オ) 興味・関心はあるが、どこに行けばできるか分からないから	2.1%
(カ) 興味・関心はあるが、継続して関わることができるか分からないから	1.7%
(キ) その他	1.4%
(ク) 分からない	1.0%

⑤あなたは、日本に住んでいる外国人に対して、今後、何か手助けをするとすれば、何をしたいと思いますか。この中にあなたがしたいことがあれば幾つでも選んでください。

※（ ）内は平成13年度調査の結果

＜選択肢＞	＜回答＞
(ア) ゴミ出しや買い物など生活習慣や日本の社会常識を伝えたい	29.4% (24.6%)
(イ) 日本語の学習を手助けしたい	20.8% (21.3%)
(ウ) 外国人の子供たちが学校でうまく生活できるように手助けしたい	17.4% (21.9%)
(エ) 役所や病院での意思疎通を手助けしたい	16.4% (16.4%)
(オ) 郷土芸能やお祭りに参加してもらえるようにしたい	13.3% (19.7%)
(カ) 料理や食文化について教えたい	12.8% (13.0%)
(キ) 日本の歴史や美術を紹介したい	12.2% (13.3%)
(ク) 外国人の子供たちが学校の授業、学習についていけるように手助けしたい*	10.6%
(ケ) 外国人が仕事に就くのを手助けしたい*	8.5%
(コ) 書道を教えたい	3.0% (3.3%)
(サ) お茶やお花を教えたい	2.6% (3.8%)
(シ) 柔道や剣道などを教えたい	1.6% (2.4%)
(ス) その他	2.2% (1.8%)
(セ) 特にしたいことはない	34.6% (34.6%)
(ソ) 分からない	2.9% (4.3%)

*…平成26年度調査から新たに設けた選択肢。

⑥日本語の学習の手助けについて、それぞれの地域の自治体や国際交流協会、ボランティア団体などが日本語教室を開催していることがあります。あなたは、日本語の学習の手助けについてどう思いますか。この中から一つだけ挙げてください。

＜選択肢＞	＜回答＞
(ア) 是非、参加してみたい	2.6%
(イ) 場所や時間が合えば、参加してみたい	21.5%
(ウ) 今は仕事や子育てなどが忙しいので参加できないが、今後、時間ができれば参加してみたい	13.8%
(エ) 事前に日本語の教え方や外国人とのコミュニケーションの仕方を教えてもらえるのであれば、参加してみたい	11.6%
(オ) 交通費や謝金もらえるのであれば、参加してみたい	2.0%
(カ) 特に興味・関心はない	41.1%
(キ) 既に参加している	1.2%
(ク) 分からない	6.1%

〔データ10〕「2. 4 日本語教育の実施体制のポイント」で事例として取り上げている
機関・団体の一覧（表）

	機関・団体名	ポイント1 外国人とつ ながる	ポイント2 日本語学習の機 会を創る	ポイント3 地域社会と の接点…	ポイント4 社会生活におけ るニーズ…	ポイント5 複数の市区 町村&広域	ポイント6 …人材を確 保・配置する
1. 都道府県（地域国際化協会を含む）の取組							
1	宮城県国際化協会（宮城県）					○	○
2	山形県国際交流協会（山形県）					○	
3	福島県国際交流協会（福島県）	○					
4	茨城県国際交流協会（茨城県）					○	○
5	とやま国際センター、トヤマ・ヤポニカ（富山県）		○				○
6	石川県国際交流協会（石川県）					○	○
7	福井県国際交流協会（福井県）		○			○	
8	長野県、長野県国際化協会（長野県）						○
9	静岡県国際交流協会（静岡県）	○	○			○	
10	愛知県国際交流協会（愛知県）				○	○	
11	大阪府（大阪府）					○	
12	兵庫県国際交流協会（兵庫県）					○	
13	徳島県（徳島県）						○
14	ひろしま国際センター（広島県）						○
15	鹿児島県国際交流協会（鹿児島県）		○				
2. 市区町村の取組							
16	角田市（宮城県）				○		○
17	大仙・仙北広域圏日本語教室（秋田県）		○			○	
18	大多喜町（千葉県）		○				
19	横浜市泉区（神奈川県）		○				○
20	相模原市（神奈川県）		○				
21	甲府市、山梨県立大学（山梨県）		○				
22	飯田市（長野県）			○	○		
23	豊田市、名古屋大学（愛知県）	○	○		○		
24	四日市市（三重県）		○				
25	堺市（大阪府）	○					○
26	安芸高田市（広島県）			○			
27	長崎市、長崎市国際ボランティア（長崎県）		○				
28	都城市、三股町、曾於市、志布志市（宮崎県、鹿児島県）		○			○	
3. 国際交流協会の取組							
29	札幌国際プラザ（北海道）			○			
30	千葉市国際交流協会（千葉県）		○	○			○
31	横浜市国際交流協会（神奈川県）						○
32	美濃加茂国際交流協会（岐阜県）					○	
33	大阪国際交流センター（大阪府）		○				
34	北九州国際交流協会（福岡県）	○					○
35	熊本市国際交流振興事業団（熊本県）	○	○				
4. 大学の取組							
21	甲府市、山梨県立大学（山梨県）		○				
23	豊田市、名古屋大学（愛知県）	○	○		○		
5. NPO法人等の取組							
36	青丘社（神奈川県）	○			○		
5	とやま国際センター、トヤマ・ヤポニカ（富山県）		○				○
37	多文化リソースセンターやまなし（山梨県）	○	○				
38	NPO法人伊賀の伝丸（三重県）	○	○				
6. 任意団体の取組							
39	国際交流協会ともだち in 名取（宮城県）		○				
40	多文化まちづくり工房（神奈川県）		○				○
41	Tori フレンド network（鳥取県）		○				
42	ひまわり21（広島県）			○			
43	JTMとくしま日本語ネットワーク（徳島県）				○		○
44	福岡日本語ボランティア養成共同事業体（福岡県）		○				
27	長崎市、長崎市国際ボランティア（長崎県）		○				

【データ11】「2. 4 日本語教育の実施体制のポイント」で事例として取り上げている
機関・団体の一覧（地図）

【凡例】



主な活動の範囲が都道府県単位のもの



主な活動の範囲が市区町村単位のもの



【ポイント1】日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる



【ポイント2】日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る



【ポイント3】日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携し、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る



【ポイント4】日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携し、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する



【ポイント5】複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する



【ポイント6】日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取り組みを広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する。

ひろしま国際センター

(39 ページ)



ひまわり21

(29 ページ)



安芸高田市

(28 ページ)



北九州国際交流協会

(20, 39 ページ)



福岡日本語ボランティア養成共同事業体

(24 ページ)



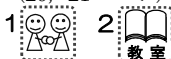
長崎市

(24 ページ)



熊本市国際交流事業団

(20, 21 ページ)



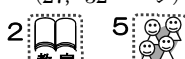
鹿児島県国際交流協会

(22 ページ)



都城市、三股町、曾於市、志布志市

(27, 32 ページ)



JTMとくしま日本語ネットワーク

(30 ページ)



徳島県

(36 ページ)



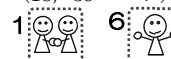
大阪府

(33 ページ)



堺市

(18, 39 ページ)



大阪国際交流センター

(22 ページ)



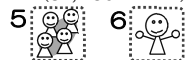
愛知県国際交流協会

(31, 33, 35 ページ)



石川県国際交流協会

(34, 36 ページ)



福井県国際交流協会

(21, 24, 34 ページ)



兵庫県国際交流協会

(33, 35 ページ)



Toriフレンドnetwork

(24 ページ)



美濃加茂国際交流協会
可児市国際交流協会

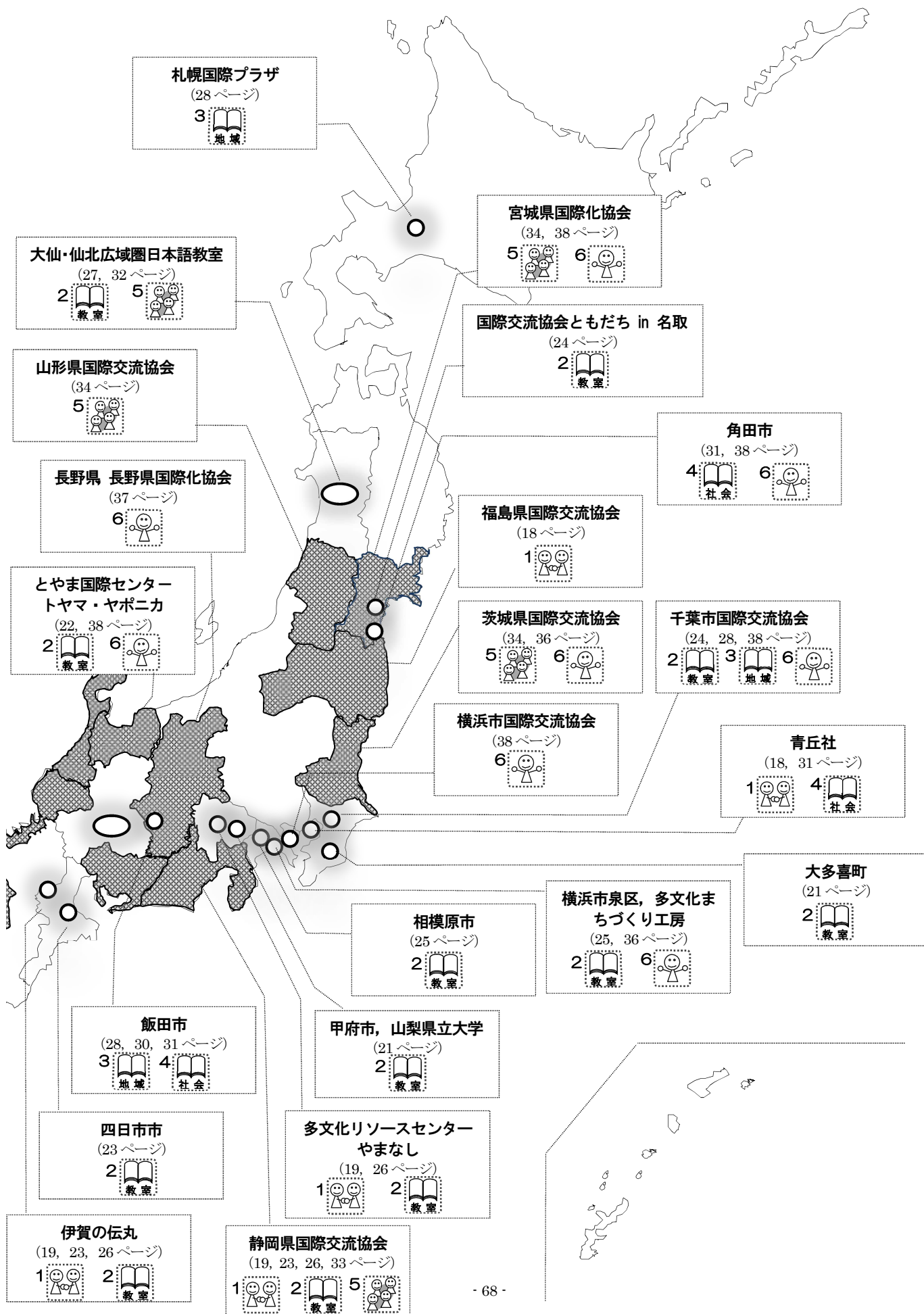
(32 ページ)



豊田市、名古屋大学

(19, 21, 26, 30 ページ)





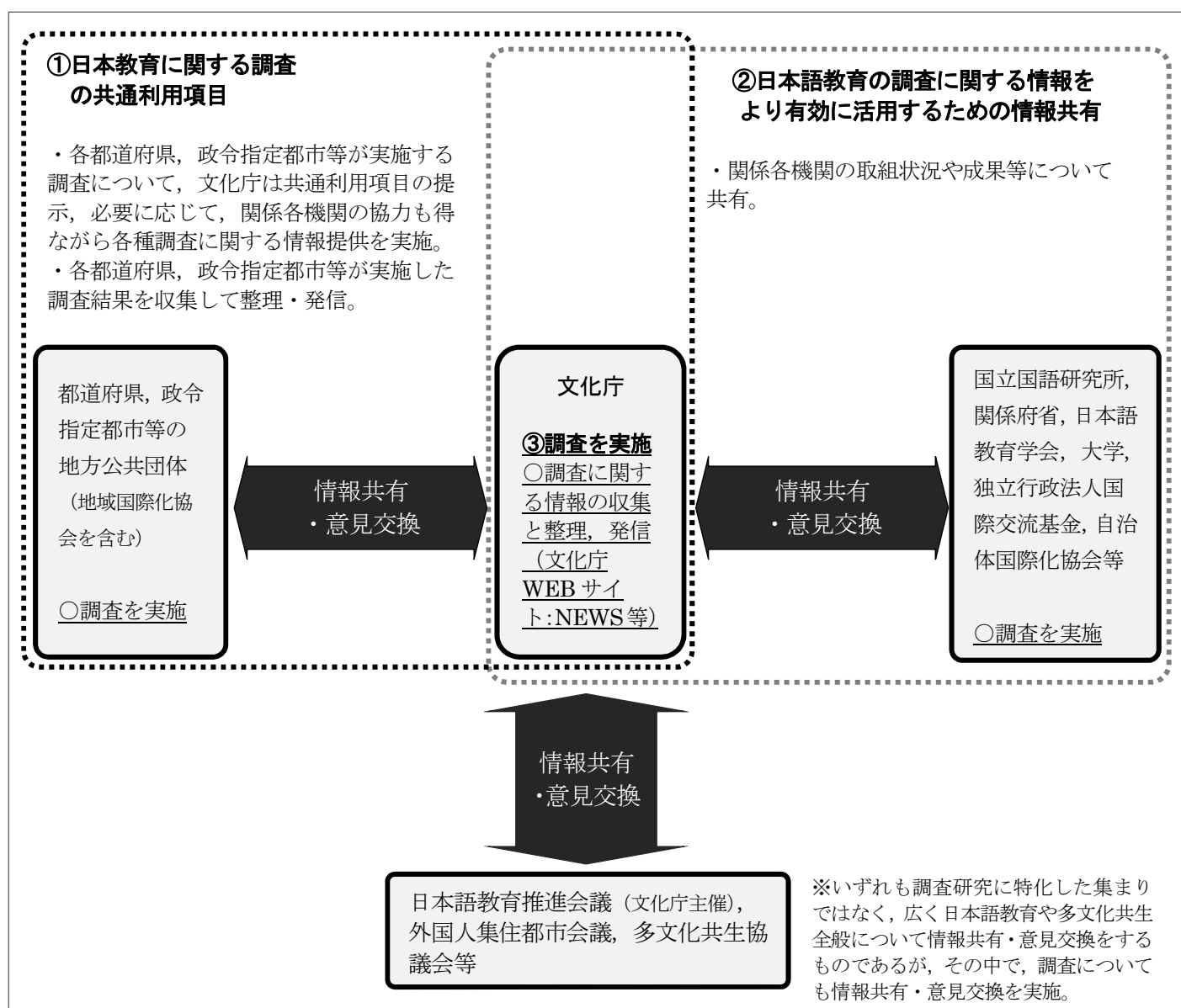
5. 2 「日本語教育の調査研究の体制について」に関連するデータ等

〔データ 1〕 関係各機関による調査結果の分析、活用に関する連携・協力のイメージ図

以下は、①～③に関する日本語教育小委員会での検討状況等を図で示したものである。

- ① 外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるため、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方（調査に関する共通利用項目やその活用など）について
- ② 日本語教育に関する調査を行っている関係各機関での情報共有の方法等について
- ③ 「論点 8 日本語教育の調査研究の体制について」で挙げられていた政策的に必要なと考えられる調査・調査研究のテーマを踏まえ、平成 26 年度については地域における日本語教育の人材育成について調査を実施

※本報告の「3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について」は①の部分に当たる。



〔データ 2〕日本語能力に関する補足的な質問項目（場面ごとの日本語能力について）

以下は、場面ごとの日本語能力について、より詳しく把握するための補足的な質問項目を示している。なお、個々の質問項目の中で、より補足的な質問項目として考えられるものを灰色の網掛けで示している。

問 それぞれの場面で、日本語がどれくらいできますか。

①病気になったときに、病院で

- 〔聞く〕 1. 医師の説明が聞き取れる
2. 医師の説明が大体聞き取れる
3. 医師の説明が少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞き取れない
- 〔話す〕 1. 症状について詳しく話せる
2. 症状について大体話せる
3. 症状について少し話せる（単語が言える）
4. ほとんど話せない
- 〔読む〕 1. 問診票が読める
2. 問診票が大体読める
3. 問診票が少し読める
4. ほとんど読めない
- 〔書く〕 1. 問診票が書ける
2. 問診票が大体書ける
3. 問診票が少し書ける（住所と名前などが書ける）
4. ほとんど書けない

②公共料金の支払いで

※より補足的な質問項目

- 〔読む〕 1. 公共料金の請求書が読める
2. 公共料金の請求書が大体読める
3. 公共料金の請求書が少し読める（金額と期日等が読める）
4. ほとんど読めない

③買い物をするとき

- 〔聞く〕 1. 買いたいものの売り場について聞き取れる
2. 買いたいものの売り場について大体聞き取れる
3. 買いたいものの売り場について少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞き取れない
- 〔話す〕 1. 買いたいものについて説明できる
2. 買いたいものについて大体説明できる
3. 買いたいものについて少し説明できる（単語で言える）
4. ほとんど話せない
- 〔読む〕 1. 店内の表示を読むことができる
2. 店内の表示を大体読むことができる
3. 店内の表示の少し読むことができる（単語が読める）
4. ほとんど読めない

④電車やバスに乗るとき

※より補足的な質問項目

- 〔聞く〕 1. 電車やバスの車内アナウンスが聞き取れる
2. 電車やバスの車内アナウンスが大体聞き取れる
3. 電車やバスの車内アナウンスが少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞き取れない
- 〔話す〕 1. 行きたいところを説明できる
2. 行きたいところを大体説明できる
3. 行きたいところを少し説明できる（単語で言える）
4. ほとんど話せない
- 〔読む〕 1. 路線図を読むことができる
2. 路線図を大体読むことができる
3. 路線図を少し読むことができる（目的地が読める）
4. ほとんど読めない

⑤子育てで

※より補足的な質問項目

- 〔聞く〕 1. 保健所で子育てサービスについて聞き取れる
2. 保健所で子育てサービスについて大体聞き取れる
3. 保健所で子育てサービスについて少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞き取れない
- 〔話す〕 1. 子供の健康状態について説明できる
2. 子供の健康状態について大体説明できる
3. 子供の健康状態について少し説明できる（単語で言える）
4. ほとんど話せない
- 〔読む〕 1. 健康診断の通知内容について読める
2. 健康診断の通知内容について大体読める
3. 健康診断の通知内容について少し読める（少し単語が分かる）
4. ほとんど読めない
- 〔書く〕 1. 保健所で子育てサービスについて申込書が書ける
2. 保健所で子育てサービスについて申込書が大体書ける
3. 保健所で子育てサービスについて申込書が少し書ける（住所と名前等）
4. ほとんど書けない

⑥職場で

※より補足的な質問項目

- 〔聞く〕 1. 指示が聞き取れる
2. 指示が大体聞き取れる
3. 指示が少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞き取れない
- 〔話す〕 1. 仕事の進捗状況について報告ができる
2. 仕事の進捗状況について大体報告ができる
3. 仕事の進捗状況について少し報告ができる（単語で言える）
4. ほとんど話せない

- [読む] 1. 作業指示書が読める
2. 作業指示書が大体読める
3. 作業指示書の少し読める (単語が読める)
4. ほとんど読めない
- [書く] 1. 仕事の報告書が書ける
2. 仕事の報告書が大体書ける
3. 仕事の報告書が少し書ける (単語で書ける)
4. ほとんど書けない

⑦近所づきあいで

- [聞く] 1. 自己紹介が聞き取れる
2. 自己紹介が大体聞き取れる
3. 自己紹介で少し聞き取れる (名前等)
4. ほとんど聞き取れない
- [話す] 1. 自己紹介ができる
2. 簡単な自己紹介ができる
3. 名前と出身が言える
4. ほとんど話せない

⑧役所の手続きで

- [聞く] 1. 手続きの内容について聞き取れる
2. 手続きの内容について大体聞き取れる
3. 手続きの内容について少し聞き取れる
4. ほとんど聞き取れない
- [話す] 1. 役所で要件を説明することができる
2. 役所で要件を大体説明することができる
3. 役所で要件を少し説明することができる (単語で言える)
4. ほとんど話せない
- [読む] 1. 役所からの手紙が読める
2. 役所からの手紙が大体読める
3. 役所からの手紙が少し読める (単語が分かる)
4. ほとんど読めない
- [書く] 1. 住民票などの申請に必要な書類が漢字交じりで書ける
2. 住民票などの申請に必要な書類が仮名で書ける
3. 住民票などの申請に必要な書類が名前と住所が仮名で書ける
4. ほとんど書けない

⑨地域で

- [聞く] 1. 自治会の集まりで話を聞き取れる
2. 自治会の集まりで話を大体聞き取れる
3. 自治会の集まりで話を少し聞き取れる（単語が分かる）
4. ほとんど聞き取れない
- [話す] 1. 自治会の集まりで意見を話すことができる
2. 自治会の集まりで意見を大体話すことができる
3. 自治体の集まりで意見を少し話すことができる（単語で言える）
4. ほとんど話せない
- [読む] 1. 回覧板が読むことができる
2. 回覧板を大体読むことができる
3. 回覧板を少し読むことができる（単語が読める）
4. ほとんど読めない
- [書く] 1. 自治会の行事等の参加申込書が漢字交じりで書ける
2. 自治会の行事等の参加申込書が仮名で書ける
3. 自治会の行事等の参加申込書が単語で書ける
4. ほとんど書けない

⑩郵便局の手続きで

- [聞く] 1. 利用できるサービスについて聞き取れる
2. 利用できるサービスについて大体聞き取れる
3. 利用できるサービスについて少し聞き取れる（単語が聞き取れる）
4. ほとんど聞き取れない
- [話す] 1. 利用したいサービスについて話せる
2. 利用したいサービスについて大体話せる
3. 利用したいサービスについて少し話せる（単語で言える）
4. ほとんど話せない
- [読む] 1. 不在配達通知を読むことができる
2. 不在配達通知を大体読むことができる
3. 不在配達通知の少し読むことができる（連絡先、期日が読める）
4. ほとんど読めない
- [書く] 1. 宅配便の伝票を漢字交じりで書くことができる
2. 宅配便の伝票を仮名で書くことができる
3. 宅配便の伝票の住所と名前を書くことができる
4. ほとんど書けない

【データ3】都道府県、政令指定都市等による調査について（住民基本台帳を使った事例）

【例1】

実施者	栃木県産業労働部観光部国際課
調査名	平成26年度地域国際化実態調査
調査の目的	栃木県に居住する外国人住民及び日本人住民を対象に、本県の施策や国際化に関する意識調査を行い、行政のニーズを把握し外国人と日本人が共生できる環境づくりを目指すための基礎資料とすることを目的とする。
調査設計の概要	外国人住民調査と日本人住民調査から構成されている。
調査方法	<以下、外国人市民調査について> 調査対象：平成26年7月1日現在、栃木県内の住民基本台帳に記載のある満20歳以上の外国人住民 標本数：1,200人 抽出方法：層化（市町別）無作為抽出法 調査方法：郵送配布・郵送回収 調査用具：調査票は、日本語と外国語の2種類を送付。外国語は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語から国籍にあわせたものを使用（返信用封筒として料金受取人払いの封筒を同封） 調査期間：平成26年9月5日（金）～10月14日（火）
回収結果	有効発送数：1,156通 回収数：307通 回答率：26.6%
調査項目	①回答者の属性、②日本語について、③住まいについて、④病気やけがについて、⑤災害について、⑥現在の仕事について、⑦教育や子育てについて、⑧日常の生活について、⑨行政サービスについて
そのほか	調査会社に委託して調査を実施。

【例2】

実施者	佐賀県国際交流課、公益財団法人佐賀県国際交流協会
調査名	平成25年度 佐賀県在住外国人アンケート実態調査—多文化共生社会基盤整備事業—
調査の目的	グローバル化が進む中、県内の多文化共生社会づくりをより一層推進していくため、県内の在住外国人へのアンケート調査を行う。実態調査を通じて生活上の問題点や日本語教室等のニーズを把握し、今後の市町及び県の在住外国人支援事業の実施につなげる。
調査設計の概要	外国人調査を行っている。
調査方法	<以下、外国人市民調査について> 調査対象：県内10市及び10町に在住する在留資格のある18歳未満の特別永住者を除く在留外国人 標本数：1,502人 抽出方法：県内10市及び10町の在留外国人登録数を基に標本数を按分して実施した。 調査方法：無作為に抽出。ただし、一部の町においては、①町及び調査対象者に了承を得た上で実施、②町の判断により、役場に来訪する在住外国人に配布した。 調査用具：ルビ付きやさしい日本語版と英語、中国語、韓国語に翻訳した外国語版を作成し、使用。 調査期間：平成25年11月～平成26年1月
回収結果	有効発送数：1,443人 回収数：217人 回答率：14.4%
調査項目	①基本情報、②日常生活、③日本語能力、④日本語教室、⑤医療、⑥子育て・教育、⑦災害・防災・救急、⑧佐賀県国際交流協会、⑨そのほか
そのほか	

【例3】

実施者	浜松市企画調整部国際課
調査名	浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査（2014年度）
調査の目的	浜松市に居住する外国人市民の生活や就労などの実態を把握するとともに、日本人市民の多文化共生に関する意識を調査し、今後の多文化共生施策の基礎資料とする。
調査設計の概要	外国人市民調査と日本人市民調査から構成されている。
調査方法	<以下、外国人市民調査について> 調査対象：市内に居住する18歳以上の外国人市民 標本数：2,000人 抽出方法：2014年8月1日現在の住民基本台帳から18歳以上の条件で無作為抽出 調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収） 調査用具：日本語（ルビ付き）に加え、翻訳した5言語のうちから主たる言語1種類の計2種類の調査票を郵送し、同封した返信用封筒にて回収。使用言語はポルトガル語、タガログ語、中国語、スペイン語、英語。 調査期間：2014年8月～9月
回収結果	有効発送数：1,958 回収数：540 回収率：27.6%
調査項目	①基本属性、②雇用・労働、③居住、④日本語学習、⑤医療・保険、⑥地震などの自然災害、⑦子供の教育、⑧その他
その他	調査会社に委託して調査を実施。また、大学教員に調査・分析協力を依頼。

【例4】

実施者	横浜市政策局
調査名	平成25年度 横浜市外国人意識調査
調査の目的	横浜市では、平成19年3月に「ヨコハマ国際まちづくり指針」を策定し、市内の日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めています。こうした中で、横浜市在住外国人の生活意識やニーズを把握し、市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的に、平成21年度に引き続き、「横浜市外国人意識調査」を実施しました。
調査設計の概要	外国人調査を行っている。
調査方法	<以下、外国人市民調査について> 調査対象：市内在住外国人のうち満20歳以上の人 標本数：5,000人 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出による 調査方法：郵送によるアンケート形式 調査用具：調査票は日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語。 調査期間：平成25年7月
回収結果	有効発送数：－ 回収数：1,505（ことばに関する問いについて） 回収率：30.1%（回収数、標本数で計算）
調査項目	①回答者属性、②生活の満足度や困っていること、③ことばについて、④情報の入手方法、⑤行政窓口でのサービス、⑥防災、⑦子育て・教育、⑧多文化共生、⑨住まいの環境、⑩地域のとのつながり、⑪東日本大震災のとき、困ったことについて、⑫その他
その他	

文化審議会国語分科会委員名簿（14, 15期）

（敬称略・五十音順）

あき 秋石井	やま 山井田	じゅん 純恵	こ 子理子	三鷹中央学園三鷹市立第四中学校校長 東京女子大学教授 日本テレビ放送網株式会社編成局アナウンスセンター アナウンス部専任部次長
い 伊井	とう 東上	すけ 祐郎	ひろし 洋子	国立大学法人東京外国語大学教授，留学生日本語教育センター長 一般社団法人日本経済団体連合会教育・スポーツ推進本部長
い 入部	あき 明子	あき 明彦	あき 卓也	つくば国際大学教授・図書館長 一般財団法人NHK放送研修センター常務理事・日本語センター長
い 岩澤	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	立教大学教授 名古屋外国語大学大学院国際コミュニケーション研究科教授 国立大学法人上越教育大学教授
い 沖崎	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 尾押	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 影加	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 加藤	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 加藤	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 金田	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 神吉	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 亀岡	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 川瀬	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 川端	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 小山	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 迫田	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 笹原	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 佐藤	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 佐藤	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 杉戸	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 鈴木	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 鈴木	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 関根	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 田中	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 棚橋	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 出久根	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 戸田	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 納屋	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 早川	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 松岡	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い やすみ	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 山田	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	
い 吉尾	あき 明彦	あき 卓也	あき 卓也	

（◎：分科会長，○：副分科会長）

小委員会の設置について

平成 27 年 4 月 17 日
文化審議会国語分科会長決定

1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成 14 年 3 月 27 日文化審議会国語分科会決定）第 2 条第 1 項の規定に基づき，分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き，これらの小委員会の調査審議事項は，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
漢字小委員会	常用漢字表の手当てに関する事
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関する事

2 その他

各小委員会の運営に関し，必要な事項は，当該小委員会が定める。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿（14, 15期）

（敬称略・五十音順）

	いし	い	え	り	こ	
	石	井	恵	理	子	東京女子大学教授
◎	い	とう	すけ	ろう		
	伊	東	祐	郎		国立大学法人東京外国語大学教授，留学生日本語教育センター長
	いの	うえ	ひろし			
	井	上	洋			一般社団法人日本経済団体連合会教育・スポーツ推進本部長
	お	ざき	あき	と		
	尾	崎	明	人		名古屋外国語大学大学院国際コミュニケーション研究科教授
○	か	とう	さ	なえ		
	加	藤	早	苗		インターカルト日本語学校代表
	か	とう	とみ	のり		
	加	藤	富	則		愛知県振興部次長
					（15期から）	
	かね	だ	とも	こ		
	金	田	智	子		学習院大学教授
	かみ	よし	う	いち		
	神	吉	宇	一		長崎外国語大学特任講師
					（15期から）	
	かめ	おか	ゆう			
	亀	岡	雄			独立行政法人国際交流基金上級審議役
					（15期から）	
	かわ	ばた	かず	ひろ		
	川	端	一	博		公益財団法人日本国際教育支援協会作題主幹
	こ	やま	とよさぶろう			
	小	山	豊三郎			愛知県地域振興部次長
					（14期まで）	
	さこ	だ	く	み	こ	
	迫	田	久	美	子	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 日本語教育研究・情報センター教授
	さ	とう	ぐん	えい		
	佐	藤	郡	衛		目白大学学長
	すぎ	と	せい	じゅ		
	杉	戸	清	樹		独立行政法人国立国語研究所名誉所員
					（14期まで）	
	と	だ	さ	わ		
	戸	田	佐	和		公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
	はや	かわ	ひで	き		
	早	川	秀	樹		多文化まちづくり工房代表
	まつ	おか	よう	こ		
	松	岡	洋	子		国立大学法人岩手大学准教授
	よし	お	けい	すけ		
	吉	尾	啓	介		独立行政法人国際交流基金上級審議役
					（14期まで）	

（◎：主査，○：副主査）

審議経過

文化審議会国語分科会

【第 14 期】

第 55 回 平成 26 年 5 月 23 日

- (1) 文化審議会国語分科会長の選出について
- (2) 文化審議会国語分科会運営規則等について
- (3) 今後の主な審議事項について

第 56 回 平成 26 年 11 月 21 日

- (1) 漢字小委員会の審議状況について
- (2) 日本語教育小委員会の審議状況について
- (3) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）の検討状況について

第 57 回 平成 27 年 2 月 20 日

- (1) 漢字小委員会の審議状況について
- (2) 日本語教育小委員会の審議状況について

【第 15 期】

第 58 回 平成 27 年 4 月 17 日

- (1) 文化審議会国語分科会長の選出について
- (2) 文化審議会国語分科会運営規則等について
- (3) 今後の主な審議事項について

第 59 回 平成 27 年 10 月 30 日

- (1) 漢字小委員会の審議状況について
- (2) 日本語教育小委員会の審議状況について

第 60 回 平成 28 年 2 月 29 日

- (1) 漢字小委員会の審議状況について
- (2) 日本語教育小委員会の審議状況について

日本語教育小委員会

【第14期】

第59回 平成26年5月23日

- (1) 主査・副主査の選出について
- (2) 日本語教育小委員会の会議の公開について

第60回 平成26年6月13日

- (1) 早急に対応すべき事項の整理について
- (2) 日本語教育のボランティアについて
- (3) 日本語教育に関する調査研究の体制について

第61回 平成26年6月23日

- (1) 早急に対応すべき事項の整理について
- (2) 日本語教育のボランティアについて
- (3) 日本語教育に関する調査研究の体制について

第62回 平成26年7月22日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育に関する調査研究の体制について

第63回 平成26年10月31日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育に関する調査研究の体制について

第64回 平成26年12月15日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育に関する調査研究の体制について

第65回 平成27年1月26日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育に関する調査研究の体制について

【第15期】

第66回 平成27年4月17日

- (1) 主査・副主査の選出について
- (2) 日本語教育小委員会の会議の公開について

第67回 平成27年5月28日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育における調査研究の体制について

第68回 平成27年6月19日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育における調査研究の体制について

第69回 平成27年7月10日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育における調査研究の体制について

第70回 平成27年7月30日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育における調査研究の体制について

第71回 平成27年12月11日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育における調査研究の体制について

第72回 平成28年1月29日

- (1) 日本語教育のボランティアについて
- (2) 日本語教育における調査研究の体制について